

第2回 新宿区基本構想審議会 会議録

平成18年7月19日(水)

午後1時30分～4時

新宿区立教育センター 大研修室

議 事

- 1 新宿区基本構想審議会の審議方針、日程等について
- 2 新たな基本構想の課題
- 時代潮流とまちづくりの課題 - について
- 3 新宿区民会議提言書 章(1～7)について
- 4 その他

卯月会長　　それでは、定刻を若干過ぎてしまいました。

第2回新宿区の基本構想審議会を開会したいと思います。

本日は午後4時までの予定になっておりますので、議事進行につきまして、皆様どうぞよろしくご協力のほどをお願いいたします。

本日の出席委員は、現在26名でございます。委員の半数以上の方にご出席をいただいておりますので新宿区基本構想審議会条例第6条2項の規定に基づき、本日の審議会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会したいと思います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

事務局　　それでは、机上に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、本日第2回の新宿区基本構想審議会の次第でございます。

資料番号1と振りまして、新宿区基本構想審議会日程(案)、そして資料番号2でございます。こちらちょっと大きめでございます。A3版で資料ページ29ページまで振ってございます。新たな基本構想の課題-時代潮流とまちづくりの課題-という資料でございます。

資料番号3へと移りまして、区民提言書審議用資料(章 ひとをはぐくみ、こころ豊かにらせるまち 中項目1~7)という、こちらもA3版の資料が5ページございます。

そして、資料番号4でございますが、こちらも開催通知と一緒に事前送付もさせていただきましたけれども、きょうは改めて資料番号4で新宿区民会議提言項目一覧表という資料も置かせていただいております。

もし、資料に不足ですとか乱丁、落丁がございましたら事務局までお申し出ください。

卯月会長　　資料の不足ございませんか。

ありがとうございます。

それでは、次第に従いまして審議を始めたいと思います。本日は3つ大きな議題、それからその他ということになっておりますが、よろしいでしょうか。

まず、それでは最初に議題1、新宿区基本構想審議会の審議方針及び日程等についてということでございます。

これは前回、第1回の基本構想審議会の中で皆様よりいろいろな意見を出していただきました。その結果、私、会長と、それから会長代理の成富委員、それから事務局と何回かご相談を申し上げました。その結果をまずご報告したいと思います。

若干前回の復習という意味で繰り返しになりますけれども、まず1番目、本審議会では区民会議の提言、1年にわたる区民会議の提言を最大限尊重し議論を行うこと、これについては前回確認をさせていただきました。

2つ目、本審議会の骨子案に対して区民会議から意見書の提出を受け、さらにそれを最終案に反映させることについても確認いたしました。しかし、それについては時間が短いのではないかということのご指摘を多くの委員からいただきました。

そこで次回まで、本日までですが、事務局に再検討をお願いするという事になったわけです。

3つ目は、全員ではなかったと思いますが、何人かの方から部会の設置、分野別部会ですね、そういったものも考慮すればいいのではないかというご意見がございましたので、それについても事務局と確認をするということになったわけでございます。

その結果、お話をまずいたしたいと思っておりますけれども、まず日程でございます。

日程について、最終の2月17日だったでしょうか。答申という日程になっております。この答申の最終日のスケジュールといたしましては、平成19年第4回定例会に新基本構想の区案を区議会に上程する予定があり、そのために基本構想、基本計画並びに実施計画について区としての案を来年7月末までに作成し、さらにその後8月下旬、9月下旬にパブリックコメントを実施するということから考えまして、答申日は変更が難しい。当初の予定どおり、平成19年2月17日にしたいということでございます。

ただし、前回ご意見がございましたように、区民会議から意見書が提出された後の、この審議会における審議時間を十分確保するために、当初予定しておりました2月5日の第13回、この日程表、資料番号1を見ていただきますとわかるかと思いますが、2月5日の第13回と2月17日の最終審議の間にもう1回、2月13日、これ第14回と記されておりますけれども、をふやすことにいたしました。

限られた時間で、1週間ぐらいしかございませんし、答申の4日前ということでどこまで議論がこの段階でできるかという不安も若干はございますけれども、審議会の日程を1回ふやす形でより活発な議論を最終答申の前にしたいという形になりました。

さらに、分野別部会につきましてですが、これまで1年間かけて区民会議での検討が基本的には各分科会、各テーマ別に既に行われてきたものであります。

したがって、審議会におきましては区民会議提言の過不足等について、むしろ大所高所に立って、あるいは総合的に審議をするということにしたいと考えております。

そのため、本審議会はできる限り全体会の場で各分野の関係とかを議論することに、より重点を置きたいと考えております。

したがって、分野ごとの部会は今回設けず、それを補足する意味で起草部会ということを設置するという形にさせていただきたいと思っております。

なお、この審議会が全体会方式だけで行うということになりますと、前回、委員のご指摘にもございましたように十分な時間がとれないのではないかと、30数名の委員の方々皆様が発言できないのではないかとのご指摘もございました。

そこで、全体会を行う中でどうしてもそのときにご発言ができなかった、あるいは十分に言い尽くせなかったということがございますと思っておりますので、そのときには基本構想審議会意見提出カードという、A4、1枚ぐらいの紙だと思っておりますけれども、これを本日からつくっていただきまして、議論し尽くせなかったことについてはご自宅に戻っていただいて書いていただいても、あるいはこの会議の終了後書いていただいても構わないわけですが、それを事務局の方にご送付いただくという形で、その次の会議に反映をさせたいと思っております。

必ずしもそれで十分ではないのではないかとのご指摘もあるかと思っておりますけれども、全体会をなるべく重視するという、それから、全体会でなければ議論できないこともあるということも皆さんご配慮いただきまして、全体会の運営ということにこれからご協力をいただきたいと思います。

以上が、私とそれから成富委員、事務局とでご相談した結果でございますが、よろしければご了承いただきたいと思います。

あるいは、何かご意見がございましょうか。

沢田委員　　ちょっと質問なんですけれども、その意見提出カードで意見が出てきた場合の、そのカードの扱い方はどういうふうにするのかということなんです。

卯月会長　　ほぼ2週間に1回、この審議会が行われておりますので、提出していただくのはその当日議論になったテーマに関して、次回の審議会の前日ぐらいまでに出していただく。

それについては一応整理をして、次回の審議会にお出しするというのを今のところ決めております。

沢田委員　　ありがとうございます。

それから、この審議日程のこともちょっとお聞きしてもいいですか。

きょうは具体的なところでは2章のその1から具体的なテーマに入っていくんですけども、2章その1がきょうで、3章、4章と来て、2章のその2に戻って1章に最後は戻るという、この順番ですね。ここはなぜそうなったのかというのを教えていただきたい。

卯月会長　今の進め方でよろしいということであれば、その次に今の審議内容についてお話をしようと思ったんですが、一緒に説明しておきましょうか。

それでは、資料番号1の、特に審議内容のところを見ていただきたいと思います。

本日、第2回目で7月19日でございます。審議方針、審議日程について今お話し、新たな基本構想の課題というご報告を若干受けた後、具体的な審議に入ります。

先ほど申し上げたように、区民会議から出されたこの膨大な報告書をまず冷静に議論していくということですので、各章ごとにこの審議会の中で議論をしていきたいと思っています。

ところが、これも事務局との議論の中で、1章につきましては非常に総合的な、2章、3章、4章にまたがる大きな議論でございますので、できれば2章、3章、4章を先に行い、最後に1章と含めて議論をしたらどうだろうかということになっております。

さらに、それでは2、3、4でいいではないかということになりますが、実は、これも日程の方に、資料1の2ページ目でしょうか、日程の方を見ていただくとわかるんですけども、前回、やはり沢田委員の方からご指摘のあった都市計画審議会の日程との関係があると。

今回は、都市計画マスタープランと基本構想、基本計画をなるべくよい形で総合化しようということですので、向こうのスケジュールとの取り合わせというのが大変重要になってまいります。

実は、都市計画審議会の日程が既に9月7日、それから10月下旬、11月下旬、12月14日というふうにもう決まっております、それとの関係で、なるべくハードに関する、都市計画のことについては早めにこちらで議論をして、それを都市計画審議会の方に送りたいという意図がございまして、主に3章、4章の議論を早めたいということになりました。

しかし、現実問題といたしまして、実はその前から2章の準備だけちょっと進めていたという事務局の都合もございまして、2章がまことにわかりにくくなってしまったんですが、2章が一番ボリュームとしては多いんですね。したがって、2章を大きく2つに分けて2回行い、その間に都市計画に関係するものを挟もうという、ちょっと苦肉の策みたい

な状況でありまして、大変わかりにくいかと思いますが、このように事務局と相談させていただきました。

沢田委員 わかりました。

それから、区民会議とこの審議会との関係なんですけれども、区民会議の方は私たちが骨子案というものを決定したときにそれを受けて、これ1カ月ないですね、結局、提出期限が1月12日ということになってしまっていますので、12月14日に骨子案を決定して区民会議の方にそれを返すと、1カ月前に、年末年始を挟んだ中でやるっていうのはすごく大変だなと思うんですけれども、区民会議に参加をされていた方たちからちょっと聞かれて、答えていいかどうかわからないんですけれども、短期間の中でできるのかどうかという問題と、もっと言うと、任期が伸びているわけですから、今もずっと任期が続いている方たちが大勢いらっしゃるって、それがどうこの審議会との関係でかわっていけばいいのか、区民会議をどういうふうにしていけばいいのかっていうのがちょっとよくわからないというふうに言われたので、そのところもわかればちょっとはつきりさせていただけると大変ありがたいんですが。

卯月会長 事務局とのご相談の中では、前回でも出たように、区民会議での意見書の提出の議論が短いということ、それから意見書をいただいた後のこの審議会での議論の時間が短いという2つご指摘があったと思います。

先ほど、お話申し上げたのはこちらの審議会の日程のことでした。区民会議の意見書の提出にかかる時間が少ないのではないかということに関しましては、これは以前事務局からもお話があったと思いますが、実は10月の半ばから骨子案の審議というものが始まります。この前に、現在の案ですと起草部会というところが、骨子案という言葉がなかなかこれふさわしいかどうかわかりませんが、区民会議で出てきた提言をこの審議会の中で議論された内容を加えてどう編集し直すとよりわかりやすくなるかということの素案をまず起草部会で8月の下旬から作り始めます。

それがあある程度10月の中旬から11月、12月と何回かに分けて出していくわけですが、このプロセスの中で区民会議の開催もしていただいて、10月の最初の段階から骨子案の検討というのはスタートできると。最終的な骨子案のレポートみたいなものはあくまでも12月14日になってしまうかもしれませんが、10月の中旬から少しずつ情報は区民会議の方に出していくと。

それに対応して、これは区民会議の各分科会の対応については私は今なかなか申し上げ

られませんが、10月ぐらいから準備をしていただきながら最終的に1月を迎えていただくということですので、正確に矢印で書くと12月14日になっちゃうのかもしれませんが、点々というような形で10月16日ぐらいでしょうかね、部分的に始まっているというような、パラレルに動くという形でご理解いただければ審議時間が少し短いのではないかとということに関しても若干対応できるのではないかと考えております。

三田委員 手続論が非常に重要なんだろうなと思うんですね。

つまり、区民会議の提言書の最大限尊重していくっていう手続きは具体的にどうということなんだろうかという、これはやっぱり慎重にお話し合いをしていただきたいなということで、それに関連しまして、まず、この骨子案なるものが内容的にどの程度の具体性、詳細なものを持って提言されてくるのか。

骨子案の後はずぐ答申になってしまいますよね。ですので、事実上、骨子案とはいいながら内容的には非常にファイナルな答申に近い具体性を持ったものにならざるを得ないのではないかと、これ一つお尋ねというか、私の私案なんですけど、そうじゃないのか。

そうしますと、そういう骨子といいながら実質的には実質内容を伴うものが10月、あえて言えば8月からですけども、実質審議がなされていくということですね。

今ご質問したいのは、したがってゴール、つまり審議会が審議する審議内容のゴールとして具体的にどういうものが議論されるのかっていうことをまずイメージ、ゴールのイメージをきちっと具体化して提示していただきたいなという、つまり作業目標ですね、これね。ということが一つです。

それは相当、前回イメージという具体的な記述イメージというのが事務局から提示されましたけれども、これは一つの事務局案にすぎませんから、審議会としてどういうふうにこのイメージを具体化していくのかと。

これは恐らく、答申に向けてはかなり内容のある実質的な議論になってくるだろうと。

これはゴールですから、ゴールがイメージされない作業とかあり得ないですね。ですので、基本計画と都市マスタープランとの総合調整というのが非常に意味のある画期的な目標も掲げておるので、それを踏まえて具体的に我々の骨子案というもののファイナルレポートの前提となるものがどういうイメージを持っているものなのかということをもまずきちっと提示していただくことが前提じゃないのか、作業のね。

それで方法論が決まってくる。どういう作業をしましょうか、だれが、どこで、いつ、何をしましょうかと、こういうのが決まってくる。いきなり、きょうの式次第でも2番、

特に3番では具体的な区民会議の提言の検討に入るわけですが、これもここで、さっきお話ありましたように、委員の方全員が議論もできないぐらいの、1回しかないとしても望めないような状況ですよね、具体的には。そういった非常に浅い形の議論、ただの意見表明にとどまるかもしれないですので、最終的なゴールの中身とここへ出てくる委員の方々の意見がどう反映されていくかっていうことの非常に乖離が大きいんじゃないかと。

それはもっと言いますと、要するに実質的に最終内容がイメージされたものがどこでだれがとどまっていくのか、コンサルさんが入られているようですけれども、コンサルさんの機能、行政の役割、起草部会が恐らく当審議会としては実質的な議論をしていくことになるんじゃないかと思うんですが、それでもわずか9回かそこらの審議時間しかないわけですので、この作業部会でも設けない限り実質的な議論は不可能ですね、はっきり申し上げて。

ですので、要するにこれは、どこかの成案を基本的には事後承諾していくような、そこでせめて意見をちらちらと述べるけれども、行政だって次の流れ、チャートの流れはそうじゃなければファイナルの答申は生めない日程ですね、これはね、手続的に。

ですので、これをどう考えているのかというのが第1点です。

それから、第2点のご質問は、私の方は第6分科会という区民会議のところで大分議論をしてきたわけですが、特に第6分科会に関してはパラレルに部会を継続しておりまして、基本計画に対応する政策体系の提言をまとめるっていうのが第6分科会は方針的には動いております。

ですので、恐らく起草部会では唯一、区民会議が今後生みだしていく提言は反映する余地がないと思うので、この起草部会でそういった今後の区民会議のメンバーの提言が活かされていく余地があるのかどうか、手続的にですね。これ一つの民主化の流れとしてそういう保障が得られるのかのご質問。

以上2点です。

卯月会長 1点目ですが、この基本構想審議会は大きく3つのブロックに分かれていますね。

きょうからスタートする区民会議の提言について議論をするという考え方。それから、それを踏まえて次に最終的な答申がどんな形になったらいいかという骨子案の審議であります。3つ目は区民会議の意見書を提出して、再審議すると。

私の印象では、骨子案というのはこれと大幅に異なるということはありません。

す。この中に何か過不足があったり、わかりにくい表現があったり、若干修正をしたりしなければいけない点があるとしたら、これは最終的に区民の方が読んだときに、わかりにくいじゃないか、おかしいじゃないかと言われないうために、よりこれを詳細に議論をするというのがこの場だと思っていますので、その区民会議等が仮にあったとしても、それは10月16日の骨子案の審議の最初の段階でお出しし、それを議論することだと思います。

しかし、今回、今すぐにはそれは出せないことだと思います。これからの審議会で何回かこの提言書の中身についてここで議論していただいて、皆さんの意見を踏まえながら、かつ8月ぐらいから学識経験者の先生方を中心とした起草部会の中でそれを議論して初めて骨子案の骨子というイメージですが、骨子案の目次というものが出てくるというふうに理解しております。

それから、2つ目の質問に対しては起草部会というのは、今申し上げたように、現在のところこれまでお手伝いいただいた学識経験者、三田委員も含めてですがお願いしたいと思っていますが、ご指摘のように区民会議も随時各分科会が開かれているということでございますし、学識経験者の先生方は各分科会の中にも参加していただくということでございますので、ここでの議論が起草部会にも、あるいは区民会議の場にもうまく情報が伝わりながら、いい関係を持ちながら進めることは可能なのではないかと。また、そのためのご努力をお願いしたいというふうに思っています。

さて、よろしいでしょうか。

また、何か手続きのことでございましたら、意見カードの方に書いていただくような形で実質的な議論に入りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

古沢委員 1点だけよろしいですか。

審議の内容ですが、大枠はこの日程表に書いてございますね。

現在の基本構想の方なんですけど、基本方針というものを大きく掲げて、それに基づいていろんなことを考えていくというのが従来のあり方。

現在でも3つの基本方針を立てています。

この審議の内容には基本方針についての話が全然ありません。扱いをどういうふうに今度はされるご予定ですか。それをお伺いしたいと思います。

卯月会長 基本構想の方ですか。

古沢委員 そうですね、基本構想の基本方針ですかね。あるいは全体のということで。

卯月会長　この提言書は基本構想と基本計画が分けて書かれているものではなく、むしろそれが一体となったものだと思っていますので、むしろこの基本構想審議会の中でこの提言書を議論する過程の中で基本構想が何であって、基本計画としてどのようなものを振り分けるかということについては10月16日の骨子案の審議の最初の段階で多分整理をしてお出しすることができるんじゃないかと思っています。

古沢委員　基本構想の考え方、こういってございませうか。

卯月会長　基本方針というのはどのことをおっしゃっていられるんでしうか。

古沢委員　現在の基本構想には基本方針が3つ初めに掲げてございませうね。それに基づいてというふうな組み立てになっていらませう。

卯月会長　基本構想の3つのことじゃないですか。

古沢委員　ごめんなさい、基本理念です。

卯月会長　基本構想の中の3つの基本理念ですな、この基本理念を合わせて基本構想と呼んでいるわけですな。

ですから、まさにこれは10月中旬の骨子案のときに出てくるというふうには理解をしておりますが。

申しわけありませんでした。

よろしいですか。

高山委員　今、基本的な理念というお話がございませうけれども、区民会議の方で話を進める上で、この資料のところの第1番目に出てくるんですけれども、区民主体の自治をしようというふうなものの考え方からすべての話が始まっているところがございませうので、区民会議の方の理念というのは大きな、ちょっと抽象的に聞こえるかもしれませうけれども、そういうものの考え方から始まっているというふうにご理解いただくとありがたいというふうな気がいたします。

卯月会長　これも各章の具体的な議論をする中で少し入っていくと思っておりますので、申しわけありませんが、実質的な審議にそろそろ入りたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に移りたいと思っております。

前回、子育て、生涯学習、コミュニティというふうなものについて議論、きょういたしますというふうには申し上げましたが、先ほど申し上げましたように、事務局といろいろ調整をいたしました結果、この区民会議の提言の各章にあわせて議論をした方がわかりやす

いということで、ちょっと組みかえをさせていただきました。

失礼しました、もう一つございました。

本日の議題に入る前に、皆さんにもう一つご提案がございました。

本日、汐見委員、寄本委員の隣に席が用意してございますけれども、ご都合でご欠席されております。

汐見委員は区民会議の中では子育て、教育等の分野で、特に第1分科会の学識経験者として参加いただきました。

本日、どうしてもやむを得ないご事情でご欠席されております。汐見委員からは、本日はこの第2章の1を審議するということに関しまして、どうしても子育て、教育分野がその中に大きく含まれておりますので、同じく第1分科会の学識委員でございました杉山千佳さんをぜひ参考人としてきょうご出席いただけないかというご提案がございました。多分、そのことによってきょうの議論がより活発になるのではないかというご指摘だと思います。

本審議会における参考人の規定につきましては、新宿区基本構想審議会条例第6条第4項におきまして、審議会は必要があると認めるときは、関係者または参考人の出席を求め意見を聞くことができるとございます。

そこで本日、より活発な審議を行うためにも杉山さんにご出席をいただきご意見をいただければと思っておりますが、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、ご了承いただきましたので、杉山参考人にお席に着いていただきたいと思えます。汐見委員の席をお願いいたします。

杉山参考人におきましては、第1分科会での議論や専門に関係する事項についてご意見をちょうだいできればと考えております。

こちらから指名する場合もございますけれども、必要な場合は挙手によりご意見をいただきたいと思えますので、何とぞどうぞよろしくをお願いいたします。

さて、それでは議題に、新たな基本構想の課題、時代潮流とまちづくりの課題に入りたいと思えます。

この項目は、区民会議提言書の各章ごとの内容に基づき議論をしていく上で現在の日本の置かれた立場、状況等を確認する意味ですべての議論に先だっでご説明をしておきたい

という資料でございます。

それでは、資料につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

事務局　それでは、ご説明いたします。

このA3版の大きな資料番号2でございます。この資料は、今、会長からもご紹介ございましたけれども、これから審議いただく中で参考になるような、現在の日本の状況をまとめたものです。

表に目次がございますけれども、これは提言書の章立てに関係するような形で、沿ったものになっております。

本日は資料の構成と本日の議論に関係します3番目の人口減少社会の到来と、4番目の少子化の進行について、本当に簡単にご説明いたします。

今後は、必要がございますときは、該当項目について事務局からご説明することもありますけれども、各委員の参考ということでごらんいただければというふうに思います。

具体的な内容はコンサルタントから説明させていただきます。

コンサルタント(大塚)　三菱UFJリサーチ&コンサルティングという会社の、私、大塚と申します。

私の方から、この資料2のきょうにかかる部分についてだけ簡単にご説明させていただきます。

恐縮ですが、座ってご説明させていただきます。

早速ですが、資料の2、まず表紙をごらんいただきたいんですが、冒頭に全体の概要を取りまとめておまして、それ以降、11の項目について、こちらの今お話のあったとおり、全国的な動向に関する資料ということで取りまとめをさせていただきます。

一応、提言書の4章立ての章の順番におおむね沿うように関係する項目を並べてございまして、本日の議題であります2章の前半に関しましては、3と4、こちらが該当するものになります。

それから、1と2がそういう意味では1章の関係になるわけですので、ちょっときょうは順番にではなくて、3章からのご説明ということになります。

それから、表紙をおめくりいただきまして、概要書がございますので、こちらの見方だけ少しお話をさせていただきます。

今後、ご審議いただきます各項目ごとに、後段2ページ目以降の詳細内容の要旨だけをこちらに整理させていただきます。1ページ目の概要一覧表の右側、新基本構想と書かせてい

ただいている部分が今の時代潮流と、それを地域のまちづくりとしてどうとらえるべきかということ整理してございます。

それから、その左側に現基本構想における関係する論点に関するとらえ方について整理をしてございまして、例えば、きょうの議題でございまして2章の前半の関係、子育て支援、教育の関係でいえば、3番、4番の部分で、例えば人口減少社会の到来という論点をまとめてございまして、現行基本構想の議論の段階では、まず人口減少というのがまだ現実の問題として見えてなかったと思われる状況だったと想定されまして、特に記述がないと。

それに対して、少子化の進行に関しては既に大きな問題になっていまして、ここに取り組むべきということは、この現行の基本構想においてもまちづくりの課題の章で触れられているという状況がございまして。

こういった形で、現行の基本構想ではどんなふうに触れているのか、今回の新しい基本構想ではどう取り上げていくべきなのかというような形で、このページでは対比できるように一覧をつくっているということでございまして。

それでは、きょうの議題の関連の内容についてだけ簡単にご説明させていただきます。

まず、7ページ、3番の1枚目をお開きいただきたいんですが、人口減少社会の到来という論点でございまして。

資料の構成についてもここであわせてお話をさせていただきますと、各項目ごとの1ページ目に近年の社会動向ということで、全国的なそれぞれの論点に関する状況の論点を整理しています。

それを踏まえて、地方自治体としてのまちづくりにおいてそれをどう受けとめるべきかというのを右側の囲みの中に論点出しをしていると。

これに関連する統計データをそれ以降順次並べていると、こういう構成でございまして。

この人口減少社会に関しましては、まず図上の方で3 - 1ですけれども、ご案内のとおり、ついにこの国の人口は減少の局面に入ったということですね。

それから、その背景としてデータは次の4番の方で触れていますが、出生数、それから合計特殊出生率ともに過去最低を更新し続けているという状況がございまして。

そういった状況から、あと50年もすると人口は1億を切るということがかなり現実的な問題となっているということです。

世帯数に関しましては、世帯の細切れ化というか、世帯人員の減少ということがあって、人口よりは緩やかですけれども、それもいずれ減少過程に入ることがほぼ現実視さ

れています。

それから、今ちょっと触れましたけれども、世帯という単位が個人化し、高齢化していくという状況もほぼ統計的に見据えられているという状況がございます。

そういった中で、今のお話は全国的な動向ですが、東京圏に関しては転入が非常に旺盛であるということで、減少が当面しないというような見方もあるんですが、これも長期的に見ればいずれ減少いたします。

そういう中で、当然のことながら労働力の減少という地域の活力の低下に結びつく問題点というのが懸念されるという状況があります。

ですから、それに対してまちづくりの課題としては、経済的な面への影響に対して、いかに今まで社会参加、ともすればしていなかった層の社会参加を促進するか、ありてい言えば女性や高齢者の社会参加をもっと促進しなければいけないというようなこと。

一方で、人口が減ることは悪いことばかりではございませんので、それによるゆとりの創出といった部分を前向きにとらえる方向性というのも必要だろうと。

それから、地域コミュニティの問題に関しては、やはり人口が減ることというのはいずれにせよプラスにならない側面というのがどうしても出てまいりますので、互助共助という考え方でいかに人口が減り、高齢化するというインパクトを地域コミュニティの中でどう受けとめていくかといったあたりが地域にとっては課題になるということかと思えます。

以上が、人口減少社会の到来に関する論点のご説明でございます。

少しおめくりいただきまして9ページになります。

今の人口減少社会と密接な関係のある論点ですが、ここでは少子化について改めて項を起こしてご説明をしています。

インパクトとしては、先ほど既に申し上げましたけれども、出生数と特殊出生率の低下という問題ですね。統計としては、その図表の4 - 1に整理をさせていただいております。

それから、その大きな要因として晩婚化、晩産化という問題がございます。出産のピークというのが、母親年齢でいえば30代前半にシフトしているという状況でございます。

それから、ここが大きな問題かと思うんですけれども、図表は次のページの4 - 5になってしまっていてわかりづらくて恐縮なんですけど、夫婦が持ちたいとしている理想の子ども数と実際に産んでいる数というものに0.4人前後の乖離があると。ですから、このあたりに解決すべき課題が恐らくあるだろうということで、当然のことながら、国としてもさまざまな施策を展開をしてございます。

資料的には、10ページですとか11ページのあたりに国が打ち出しているさまざまな施策の詳細に触れさせていただいておりますが、少子化対策基本法であるとか次世代育成支援対策推進法、これに基づいた少子化社会対策大綱であるとか、あるいは子育て応援プランといった施策を打ち出していると。

当然、どの具体的な施策としても、新しい少子化対策についてという大綱を少子化社会対策会議で打ち出しているという状況がございます。

これに対して地域での受けとめ方としては、まず子育てをしている親世帯に対する支援、従来からいわれていることですが、やはり地域の中で子育てする人たちというのを孤立化させない取り組み、これが重要かと思います。

それから若い世代、子育てと仕事を安心して両立できるような就労環境というのを社会全般として、これは企業も協力する形で実現していくということを地域としてはやっていかなければいけないということかと思います。

すみません、駆け足で恐縮ですがご説明、以上でございます。

卯月会長 これはこれから議論するとき、わきに置いておいていただいて、客観的なデータがどうなっているんだろうかということの参考資料でございますので、今、ご説明あったことに対する質疑応答は省かせていただきます。

それでは、本当に本題でございます。

区民会議提言2章の1から7について議論をしたいと思います。

それについての資料を、ご説明をお願いします。

古沢委員 時代潮流とまちづくりの課題、これについては討論なしということですか。不足しているんじゃないかというようなことを申し上げてもよろしいですか。

卯月会長 今ご説明のあった資料じゃないんですね。

古沢委員 そうじゃないんです、全体の。

資料2の1ページに、時代潮流とまちづくりの課題の概要一覧、こういうのが載っております。

私もじっくり読み込んでいるわけではないので、ちょっと気がついたことだけ2点。

1つは、6番の安全安心社会への要請、これが、現在の場合では、都市生活型公害の増大ということが1つ入ってましたが、新基本構想の場合は、防災防犯の問題に限定してあります。

私個人の考えなんですが、安全安心社会といった場合は、安心な暮らしということが非

常に大きな観点だろうと思うんですね。

安心な暮らしの内容としていろんなことがあるでしょうが、大きな論点として2つ、健康の問題、心と体の健康、それから2番目、社会福祉の問題、この2つ。

安心な暮らしというそういう観点がほかの区民会議の提言書を見ましても、ごく断片的にちょこちょこ書いてある程度で、非常に時代が、例えば心を病んでいる方が非常に多くなったり、心と体の両面から健康づくりに非常に大事なこと。それから国際社会が増大して、貧困層がますますふえる傾向にあるとか、これは明らかな現在の時代の動きでございまして、その辺を対応していただきたい、それが1つ。

2つ目が、時代潮流の認識で、平和危機の増大とでもいいですか、現在の基本構想では世界の平和を希求する平和都市新宿区ということ、あるいは、

卯月会長　　ちょっと古沢委員、よろしいですか。

これはあくまでも資料としてお出ししたもので、これを源泉にして基本構想、基本計画をつくらうという考え方に今のところ入っておりませんので、その内容、安心安全のまちづくりについての内容につきましては、そのときにご提言していただいた方がよろしいかなというふうに思いますが。

古沢委員　　それでは、平和危機の増大の問題はここには載っておりませんので。

その2点だけ申し上げます。

卯月会長　　ありがとうございます。

それでは、続けたいと思います。

それでは、2章1から7についてご説明をお願いします。

事務局　　それでは、ご説明します。

これから、第6回までの審議につきましては、区民会議の提言書の章立てに基づいて、その内容についてご審議いただくわけですけれども、その資料といたしまして、きょうお手元に資料3とございますけれども、これと同じような形のフォーマットで今後資料提出をしてみたいと思います。

こちらの資料につきましては、構成といたしまして、左側に現況と課題、それから真ん中ほどの上の方に区民の意識、意向と提案。

それから、真ん中より下の方に区民会議の提言書の報告を抜粋したものがついてございます。

それに加えて、次の2ページ目に区民提言書を踏まえた新しい計画における審議項

目ということで、区民提言のポイントと思われるところを並べさせていただいております。

そして、関連するようなデータのものを3ページ以降につけてございますけれども、このような形で構成されている資料を毎回作成いたしまして皆様にお出しいたしますので、これらの資料を参考に新しい考え方ですとか、区民会議で意見が分かれていたところとか、摩擦しているような考え方、そのような提言書の特徴的な部分につきましてご議論いただければというふうに思っております。

この議論の内容を骨子案作成に生かしていただければというふうに考えております。

提言書の内容が現在の基本構想、基本計画、実施計画ではどのように対応しているんでしょうかということにつきましては、審議会で作成していただく段階でお示ししていきたいというふうに思っております。

本日の具体的な資料3のページ、また4の方に、区民会議の提言書の項目から抜粋したのもございます。

こちらの内容についてコンサルタントの方から説明させていただきます。

コンサルタント(大塚) それでは、資料の3の方についてご説明させていただきます。

恐縮ですが、座ってご説明をさせていただきます。

今の資料の構成についてご紹介をいただきましたけれども、もう少し補足させていただきますと、現況と課題のところにつきましては、これに関連する統計データを3枚目以降ですけれども、ページ番号分数の形で表示していますが、5分の3というところ、これ以降に関連する統計データをすべて掲載をしてございます。

現況と課題のところの、例えば(1) というあたりと対応する形で5分の3の3ページのところにも(1)子育て支援 乳幼児保育という形でそれぞれの番号に対応した統計データを掲載をして、論点の整理をしているという形です。

この場で簡単にポイントだけご紹介しますと、例えば、その現況と課題のところであれば、保育所の入所人員数であるとか、あるいは児童の年齢層であれば学童クラブの需要であるとか、あるいは在宅の子育てサービス、いずれも需要、利用者数が一様にふえているという状況がございます。

少子化が全国的に進んでいる中で、ご案内のとおり、旺盛な転入者増というか、特に若いファミリー層の転入ということが背景にあって、こういった需要というのが一様にふえているという状況。

それから、教育の側面で見ても、区立、私立ともに幼稚園の園児数がふえているという状況。

それから小学校に関しても、長期的に減少してきた過去、そういう傾向があった中で、2005年度に増加に転じているという、そういう動向というのがございます。

ただ、中学校に関しては相変わらず減少していると。特に区立中学校に関しては減少が顕著だという状況はあるんですが、これも幼稚園、小学校で人員増になっている層が年齢が上がるとまた状況が変わってくるんじゃないかと予想されます。

例えば、こういったような形で関連する統計データを今後もこういう形で整理をして論点出しをさせていただくという形を取ってきています。

それから、区民の意識と意向と提案というブロックなんですけど、ここは提言書の内容がメインなんですけれども、参考のために新宿区さんで毎年定期的に行われている区民意識調査あるいは関連するような調査があればそのデータを拾うということをしてございます。

今回のテーマでいえば、7割以上の人たちが今後も新宿で子育てをしていきたいと考えていると。しかしながら、子育てしやすいまちかしくいまちかという問いかけをするとしくいまちだと考えている人の方が若干ですが上回っているというような状況があるというようなデータですね。

こういったデータを今後も関連する分野ごとに拾い上げて整理をしてご提示をするということを想定してございます。

区民提言書の内容なんですけど、今回のテーマ、ここで議論していただきたいというふうになっているテーマは、第2章の中項目の1から7の部分、子育てと教育に関連するおおむね部分について取り扱わせていただいています。

ご案内のことかと思うんですが、該当する施策の柱、中項目レベルの柱についてちょっと読み上げさせていただきます。

まず1つ目として、子どもの権利を実現し、子どもが市民として参画する仕組みを創造という柱がここに該当します。

それからもう1つ、子どもが質の高い教育を平等に選べる学校づくり。

3点目として、地域の教育力向上のための学校の協働の推進。

それから、4点目として、青少年の自立と社会参画の支援。

それから、5点目として、環境教育を推進するまち。

それから、6点目として、子育ての社会化と子育てを核とした地域づくり。

それから、7点目として、母親、父親として、働くものとして、地域人としての多様な生き方の設計支援という、この7項目が一般にいう子育てであるとか教育に関連する提言として区民会議から提言が出されているということでございます。

こちらの、先ほどの統計データですとか、あるいは区民意識調査のデータ等と照らし合わせながら、事務局の内部で議論させていただいてポイントを、特に重要な点、あるいは他の地域でのこういった計画に比べると非常に特徴的な、あるいは先駆的な施策といえるんじゃないかというふうに思われる点をここで列挙させていただいています。

まず1点目として、子どもの権利ということについてです。この子どもの権利の実現であるとか、子どもの社会参画に関して、非常に先駆的な内容の施策が打ち出されていて、これは従来見られるような総合計画等からすると非常に特徴的かつ先駆的という言い方ができようかと思えます。

この子どもの固有の権利といったものの保障に向けた環境整備の必要性ということが非常に強く指摘されているというのが特徴、ポイントかと思えます。

それから、子育ての社会化という論点ですが、これについても、非常に地域全体で支援していこうという姿勢が非常に明確に打ち出されていて、そのための多様な施策というのが打ち出されているということが非常にポイントかと思えます。

この従来のサービスを提供する側と受ける側という画一的な考え方ではなくて、子育てを通じて親自身も成長して社会性を身につけていくという考え方、そういうとらえ方です。非常に特徴的で意義が深いものではないかというふうに考えております。

また、その在宅子育て支援サービスの充実であるとか、放課後の子どもの居場所づくりといったことについても、共助という考え方が一つキーワードになって、推進する必要性というのが非常に強く打ち出されていったところがポイントかと思えます。

それから、教育の質の向上に関しましても、学校そのものの機能の拡充と、それから地域との連携という両側面で新宿区の現状の学校の実情に即した具体的な、あるいは意欲的な施策というのが打ち出されているということがポイントかと思えます。

それから、青少年の自立と社会参画の支援という論点についても、昨今、非常に社会的に問題になっている論点ですが、青少年の自立と社会参加を支援するための取り組みということがきちんと打ち出されていますということも重要なポイントかと思えます。

それから、多様な生き方の設計支援という論点ですが、これは先に申し上げますと、ちょっと関連する面で、ライフスタイルにかかわることということで、具体的な施策は4章

の方で打ち出されている部分があるんですが、関連する論点として、やはり仕事か家庭かという画一的な考え方ではなくて、多様な選択肢の中から自分の価値観で生き方を選べるという形、そういう社会を目指すという意味で、仕事と生活のバランス、ワーク・ライフ・バランスという考え方が打ち出されているということが非常に重要なポイントで、先駆的なポイントであろうというふうに考えております。

ご説明は以上でございます。

卯月会長　ありがとうございました。

それでは、今ご説明のあった、主に子育て、教育ですね。これについて、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

どうぞ、意見のある方、挙手をお願いいたします。

高山委員。

高山委員　すみません、高山でございます。

区民会議の方では第1分科会というところに所属いたしまして、この子どもの子育て、教育、青少年の問題ということで1年間話し合いを持ってまいりました。

公募による人たちが基本での話でございますので、私的意見とかそういうものをなるべく排除して、皆さんが生活の中から一貫するものについて子どもを育てる、未来をつくるというようなことで、やはりこういうことは将来必要ではないかということで話し合いを続けてまいりました。

特に特徴のあることということで、子どもの権利ということがまず初めに出てきておりますけれども、当然、子どもが生まれてきますとちゃんとした個人としての人権を持っているということで、当たり前の話なんですけれども、なかなか家庭とかそういうところで子どもたちの立場についてまだまだそういう認識的なものが薄いだろうということで、そういうことを親の方も自覚するような形での施策が必要ではないかという形で子どもの権利というものを入れさせていただきました。

特に必要であるならば、やはり体系化させて検証みたいな形とか、そういう形にもできればなという希望のお話もございましたので、検討していただければというところがございます。

子育ての社会化というところに、2番目に書いてございますけれども、今までやはり子どもを育てる、少し前でしたらば、うちの中に前の世代ですね、おじいさんとかおばあさんがいるとか、そういう形でもって、いろんな形で子どもに対する教育みたいなものが進

められてきていたところなのですが、先ほど、資料等も参考にさせていただけるとわかるように、非常に核家族みたいな形のものが進みまして、子どもを育てるとした場合の環境が大分異なってきたようなところがございます。

そのようなところから、やはりいろいろなことで子どもを育てる立場の方々がいろんな悩みを持っていらっしゃるんですが、その解決方法とかそういうことに関しても、やはり情報も少ないし、また、情報が少ないというようなことでどうしていいかわからないようなところもあるということ。

また、身近でそういうものに支援を与えてくれるような形のものがしっかりできると子どもを育てるとしたことにとっても有意義になるのではないかというような議論がなされました。

ということで、社会化ということで、子どもを育てる、ただ、家庭で育てているということだけではなくて、周りの地域も含めた形で子どもが育てられる、あるいは子どもが育っていくというような形のものができればということで、こういう形で提言をさせていただいております。

教育の質の向上ということに関しましては、学校の教育内容につきましては文部科学省の範囲かもしれませんが、現存する小学校、中学校におきましても地域にある非常に設備の整った施設として有効であるという認識があるんですけども、なかなかそれが十分に使われていない。放課後の扱いですとか、休日の施設の扱いですとかそういうこともありますし、学校の授業以外のところで地域性を持ったことですか、子どもたちにいるいろいろな面での体験をさせるような、そういう試みができないだろうかということで、子どもが少なくなっている現状もありますけれども、質的なものの向上というのはこれからも図っていかねばまずいのではないかとということで、これも大きな問題として討議されたところでございます。

青少年の自立と社会参画につきましては、今も小学校、中学校におきましてはある程度のことで行われているのかもしれませんが、新宿区に高校がないこともあるんでしょうか、その辺の年ぐらいの子どもに対しては非常に薄いような感じがしております。

現在、ニートといわれるような人たちの存在も出てきているということで、基本的にはやっぱりその辺の年代の人たちの能力開発ですとか、社会参画みたいなことの勉強をしていただくというか、そういう資質をつくっていただくような形のものを取り組んでいただくとありがたい。

さらに、その資質を育つ以外、実際に自分たちの意思を発表する場みたいなものが少し少ないのではないだろうか。充実させていければというようなことでございます。

最後の多様な生き方の設計と支援ですけれども、今まで、これがいい例かどうかわかりませんが、お父さんが会社へ働きに出ている、子どもがちょっと病気になった、お父さんすぐ帰ってきてほしい、なかなか会社の方で、帰ってしまうと仕事がおろそかになって帰れないよみたいな実情があるのが現状のようでございますので、これは会社も含めて、やはり、子どもを育てるとかそういう環境を、いわゆるワーク・ライフ・バランスというような言い方で一つ仕事と家庭の、あるいは職場も含めてのことで、そういう形で対応できるような社会が実現するといいいかなというような考え方でございます。

大変、雑駁でございますけれども、そういう形で議論を進めてきた形が先ほども2章の1から7までという形でまとめられておりますので、よろしくご検討お願いしたいと思っております。

卯月会長 杉山さん、何か補足がございましたら。

質問があったらにしましょう。申しわけありません。

安田委員 今ご説明いただいて、大変だったと思うんですね。

私も別な、もう十五、六年続いている、私が主催している情報交換会の場の中で、今、日本で何を問題意識を持たなくちゃいけないかということで一番多かったのが教育の問題でした。その次が税金の問題だったんですね。

それで、教育の問題について2カ月にわたりいろんな角度の人を呼んで議論したことがございます。これは半年ぐらい前だったと思うんですけれども。

都の教育庁の方に来ていただいたり、学校のPTAなり、父兄の方、いろんな角度の人から現在の先生も来ていただきました。

その中で、一つここで適切かどうかわかりませんが、ゆとり教育の問題というのが現実には教育現場でもかなりカリキュラムを組むときに大変先生が苦労しているというものと同時に、総体的ではゆとり教育という問題がどうもどうなんだろうという疑問を投げられたのが事実でございます。

その辺が一つ、議論がされたのかどうかも含めてお聞きしたいのと、もう一つ、この中にも書かれておりますけれども、教育のカリキュラムというものの中に幾つか、例えば環境の教育の問題があるだろうとかいろいろ出ておりました。そういったカリキュラムの部分に踏み込んだ中で環境とかそういう部分が、そのほかに何か補足されたものがあつたと

したらお話をしたい。

例えば、文化の問題とか、それから地域の部分の歴史文化とかですね、そういった部分があったのかどうか。

もう一つ、例えば書かれてありますけど、子育ては全体的には家族だけじゃなく社会全体で支えていくというこの方向というのは現在の方向だと私も認識していますが、ただし、もう一回家庭の原点というものを議論されて、そこから出発されたかどうかですね。核家族というものは現実なんですけど、それをそのままにしているのかどうかという問題ですね。

私は4世代一緒に住んで、8人家族で住んでいますが、これは幸せだと私自身思っていますけれども、その価値観という部分が、やむを得ず核家族になっていくのかどうかはわかりませんが、やはり教育の原点というのは家庭だと私は思っていますので、その家庭というものをもう一度取り戻すにはどうしたらいいかという部分もあってしかるべきな議論じゃなからうかなというのが一つ。

さらに、そこで地域、学校、いろんな部分が絡んだ中で、国で進めておる、いわゆるコミュニティスクールという部分の発想でございますが、私は常にチーム教育というものを想定してこの議論を進めているわけなんですけど、その辺も含めて私は、ちょっと長くなりましたが、いわゆるゆとり教育の問題、カリキュラムの問題、そしてチーム教育の問題、いわゆるコミュニティスクールの問題ですね、それから家庭そのものの部分から教育、そういった部分をどういうふうに発展させるかという原点の問題。この辺をもう少し詰めた方がいいんじゃないかなと私自身は思っております。

卯月会長　　ありがとうございました。

ちょっと、もう1人、鎌田さんが手を挙げていらっしゃったので、先にご回答をいただく前にちょっとお願いします。

鎌田委員　　鎌田でございます。

2つ3つちょっと質問というか、この3の資料にも、それからこの提言書にも載っておりますけれども、この3の資料の最初のページの中ごろにあります、区独自の教員採用や研修等による子どもに信頼される教師の確保と育成という項目があります。

これは私自身も非常に大切なことであり、考え方としては非常によろしいんじゃないかと思うんですけども、その下に、教員養成課程を有する区内大学機関との連携とありますけれども、新宿区内にはご承知かどうか知りませんが、小学校の先生の免許を取る学校は一つもないんですよ。それは、第1分科会で議論された方々はご存じだったんですか。

各大学には、早稲田大学初めあと全部調査しましたが、工学院大学、東京理科大学、法政大学全部ありますが、小学校の先生の免許を取る課程は新宿区内の学校にはないんです。

早稲田大学に教育学部ってありますけれども、これは何か今、文科省の方に一生懸命プッシュして、3年後か5年後か知りませんが免許を取りたいような、取れるような、ちょっとうる覚えで申しわけないんですが、話があったんです。

各大学、今申し上げましたようなところは、中学、高校の1種の単科の免許しか取れないようになっているものですから、当然、そういう教師になる方々との連携というものも大事ですけれども、私は将来に向けてはそういう総合大学には、ぜひ文科省の方とも国の方とも折衝していただいて小学校の先生の免許を取れるようなシステムを構築する方向性を、これはここ一、二年で進む問題じゃないですけれども、ぜひ、これは行政機関も含めて努力していただきたいと、区の方にもお願いしたいということです。

それからもう1点、その下の方にあります学校図書館の充実と区立図書館との有効連携活用とあります。

これは提言書の方の中にも載っておりますけれども、各学校ともいろいろ聞いていますと、図書館があるんですけども、非常に活発に利用しているところとかいろいろあるでしょうけれども、専任の司書というんですか、そういう方が設けられていないんです。

小学校の現実の先生方が多忙の傍らにちょこちょこどうもやっておられるようなので、どうもその辺がうまくいっていないような面があるんで、ここに、提言書に書いてありますように、ぜひ図書館の専属の司書をやはり置いていただけるような形に、これは大いに大賛成なんでもお願いしたいと、重ねてお願いしておきます。

それから、もう1点申しわけありません。

その下の方にあります、より質の高い教育を受けられる学校づくりの中にスクールコーディネーターの2名化とありますけれども、この辺のところをちょっと、今度は逆に質問なんですけれども。

私もちょっとほかの学校にいろいろ関係しているものですからいろいろ聞いたところ、このスクールコーディネーター制度というのは他区ではやっていなくて、やっているところもあるかもしれませんが、新宿区独自のこれは教育長の方の方針だと思うんですけれども、この制度は非常に私もいいと思うんですが、現実にはスクールコーディネーターをやられている方が何をやるか。それから、PTAなり関連する人たちが何をやられるのかというのが十分理解されてないんですよ。

その方法をもう少し設定しないと、このスクールコーディネーター制度、2名がいいか、1名がいいか、あるいは3名がいいか、これは議論のいるところだと私思うんですけども、基本に立ち返って、スクールコーディネーターとは何なのかというところをもう少ししっかり議論して、それぞれ関係する皆さんが理解しないと、ただ、こういうお題目挙げたって私は意味がないと、こういうふうに考えるんです。

以上です。

卯月会長　ありがとうございました。

今、安田委員と鎌田委員から、主に学校教育に関してご質問あるいはご意見が出されましたので、まず学校教育について少し議論をしたいと思いますのでよろしくお願いします。

それで、まず最初に安田委員から、区民会議の議論の中でゆとり教育について議論があったのかどうか。

それから、カリキュラムについて、主に環境教育についてはご提案がありましたけれども、ほかについて議論があったのか。

それから、スクールコーディネーターについて、ちょっとまだ不明な点があるので、その辺についてどんな議論がされたか。

それをお答えいただいて、ほかの皆様からちょっと意見を出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

高山委員　答える立場にあるかどうかちょっとわからないんですが、一応、私どもで第1分科会の話し合いということで、ゆとりとちょっとカリキュラムと一緒にしてしまうかもしれませんけれども、やはり、ゆとり教育ということがいわれている割には実効があがっていないんじゃないか。なぜだろう。何か押しつけられた形のゆとり教育みたいなものが行われている可能性があるんじゃないかと。

個々の学校において事情は多分違うのかも知れませんが、そういう意味では、やはり子どもの意見や何かを尊重した形の、そういうゆとりの教育だとかカリキュラムの、特に放課後の形のところですとか、そういうところでは考えられた形のものが子どもたちの意見や何かを尊重させた形のものが行われるようになることがいいんじゃないかと趣旨でございます。

あと、スクールコーディネーター2名制ということでお話がございました。答えまで多分言ってくれていると思っているんですけども、1人だと、本当にどうしていいかもわからないということで、いろんな形で意見、あるいは情報を集めるためにもやはり1

人では学校の、先ほど言ったカリキュラムとかゆとりとか考えるときにも何の助言もできないだろうということで、少なくとも2名ぐらいいはいて、検討されるべきではないかというような形から数字的に2というふうに挙げましたけれども、検討していただいて、それが3名でもあり、4名でもあればもっと充実するかなというふうには考えますけれども、ただ、むだな議論がなされるよりは精鋭主義でちゃんとした、地域の信頼とかそういうものを受けた形の方がなされるのがいいかなというふうに単純に考えております。

全部のお答えになったかどうかわかりませんが、いかがでしょうか。

杉山参考人 杉山と申します。第1分科会の学識委員ということで汐見委員と一緒に参加させていただきました。

きょうは汐見委員がお休みということで、参考人ということで参加させていただいております。

教育の方はどちらかというと汐見委員の方がご専門で、私の方は子育て支援の方のものですから十分なお答えになるかどうかちょっとよくわからないんですけども、一つゆとり教育の部分なんですけれども、議論がなかったってことはなくて、そもそもゆとり教育はなぜ出てきたかという、子どもたちがみずから学び考え行動するような生きる力をはぐくむためにゆとりも必要であろう、考える時間、それからみずからアクションを起こす時間というものも必要でしょうという、そういういきさつがあってゆとり教育が入れたということだったかと思えます。

それで、今また学力向上の問題が出てきているんだろうと思うんですけども、1点言われるのは、まだその結果というか、ゆとり教育そのものが本当によかったのが悪かったのかみたいな成果の部分が十分できてきていないのではないかという議論はあろうかと思えます。

もう一つが、これは区民会議の議論の中でもあったと思うんですけども、そもそもゆとり教育の中で生きる力をはぐくむために総合的な学習の時間であったりとか、いろんなその中のカリキュラムを教師の方たちだったり学校の中で十分にこなれてやり切れてなかったのではないか。

つまり、やらなきゃいけないから、通常の授業のようにテキストとかない、ないけどどうしたらいいのかわからないからどこかにあるようなプログラムを取ってきて普通の授業と同じようなことをやってみたりとか、何かそういうような部分で割と体系づけてこのカリキュラムを進めていくということがまだ十分成熟されていなかったのではなからうかと

いったところがございます。

そういった内容を精査するための体制をどのように整えていったらいいのかということにむしろ議論の焦点がいて、学級編成権や教師のフリーエージェント制など現場の裁量権を拡大していく方向で、その場合、現場現場で個性豊かな授業ができるような取り組みを進めていけないだろうかとか、あと教員の採用や研修等に区独自の取り組みを進めていけないだろうかとか、そういった体制を整えることで、ゆとり教育も学力向上も両方とも対応できるような教師であり、学校をつくっていけないだろうかというような発想で、こちらの項目を考えてきているといういきさつがあります。

もう1点が、その意味でカリキュラムがあったのかというご質問もありましたけれども、具体的なカリキュラムをここで1つ1つ出していくということまでは十分できていないんですけれども、そのかわりに例えば、第4分科会の方から環境のご提案があったりとか、あと江戸の文化であったりというようなところを子どもたちに伝えたいというようなほかの分科会さんからのご提案があったりとか、あとは、こちらからも出したんですけれども、職業教育ですね。それがニート対策であったりフリーター対策になるだろうという部分の対応があったりというような提案は出てきております。

もう1点、スクールコーディネーターなんですけれども、ご指摘のとおり、本当に現状スクールコーディネーターが一体何をやるのかとか、そもそもちゃんと機能しているのか、ほかの地域の人たちが何をやるのかというのはまだ役割がはっきりされていない部分というのは区民会議の中でも出てきて、だからどうしようかというときに、2名がいいのかというのがまたありますけれども、やはり複数いた方が多様な意見ができるだろうという部分もありますし、どちらかという、その次の学校を超えた人材サポートシステム、スクールサポートバンクのようなものを導入することによって、地域のさまざまな人たちが学校とかかわっていけるような、これまた基盤整備みたいなことができるといいねというような、そういう話し合いになっております。

以上です。

卯月会長　ありがとうございます。

それでは、学校教育について、もう少し幅広くご意見をちょうだいしたいと思います。
津吹委員、お願いいたします。

津吹委員　津吹でございます。よろしくお願いいたします。

現職でPTAの会長をやらせていただき、また中学の会長もやらせていただいたりした

結果、ここの提案してあることは非常にいいことだと思います。

ただ、ちょっと現実と差が出てしまっているのかなと、大人が考える内容になってしまったのかなという気が若干しております。

子どもの権利の問題も、子どもの教育権利を教育をしていくのではなくて、大人が間違っただけの感覚を持っているから子どもにちゃんとした教育、暴力を使ったりとか、子どもを虐待したりということが起きているんですから、子どもを教育する、子どもに権利を与える前に、まず大人を再教育しなきゃいけない。

学校でも今問題になっているんですけども、関心のある親は毎回出てくる。関心のない親は全く出てこない。手伝いもしない。やっぱり、そういう方をどうやって取り込んでいくか、どうやってそういう方々にも子育てを早く関心を持って子育てに積極的に参加していただくのか、そういうところを教育しないと幾ら子どもたちを頑張れよ、こういう権利があるんだよっていても始まらないよと。それは学校側も同じ意見でございます。そこがまた若干ちょっと現場と違うのかなという気がしております。

それと、大きく教育の分野でいうと、全般的にどうしても文科省の短期的政策に振り回されすぎているのではないかなという気がしております。

このゆとり教育もそうですし、教育時間の問題、今度、新宿区は9月1日からではなく、8月25日からですか、夏休みが終わって新学期が始まるとか、現場が非常に混乱しております。

ですから、もっと区独自の教育方針というのを立てて、文科省がこういったからこうやるということではなくて、今、食育文化と学校教育という問題で、これも文科省から100万円新宿区に予算がついたから各小学校さんやってくださいね、アンケート取ってくださいね、各学校でやりたいことがあったら手を挙げてくださいね、100万円案分します。そんなことで、筋が通っている一貫した政策だとは我々どうしても思えないんですね。

その場その場でそういう上からおりてきたことをただこなすだけの教育ですと、どうしても本当の意味での子どもの教育ができていないのではないかなと。スクールコーディネーターもそうだと思うんです。

数年前に、新宿区のふれあいサポーターという名前で、スクールカウンセラーの代役として青少年委員さんがふれあいサポーターという名前で、各学校に確か2人ずつだったと思うんですけどもやられました。

そのときも、私も会長をやっていて、何をやるんですか。ただ、そこに子どもが集まっ

てくれればいいんですか、そういうあれではないですよ。本来であれば、心理カウンセラーの資格を持った方がいていただくのが本来の姿ですよ。何でそうしないんですか。予算がついてないからですという形で、結果的に、学校でトラブルが起きて、事件が起きて、結果的に心理カウンセラーの資格を持った方々が張りついていただいていると。

結果的に起きないとそういう形で正式についていただけないという現状があるものですから、なかなかそこが違うのかなと。

ニート対策、ここでニートという言葉が、新宿区には、今、東京シューレさんというフリースクールの草分けの学校が、もともとの若松出張所の跡地に入られております。

ああいうところなんか、今ほかの教育とは全く違った形で、シューレ大学なんかですと、自分たちで単科を決めて、自分たちで学科を決めて、好きな科目をみんなで勉強しよう、そこへいろんな大学の偉い先生方に来ていただいて講義していただく。そういう独自の発想も出てきております。

そういうものをうまくつくり上げて、何とかほかの教育にも生かせるような場ができればなという取り組みをやってますけれども、そういう区独自の教育方針、中長期的な教育方針を持っていけば、比較的こういう揺れ動くことがないかなと思ひまして、ご意見としてさせていただきます。よろしく願いいたします。

卯月会長　ありがとうございます。

こちらの小倉さんですか、どうぞ。

小倉委員　小倉でございます。

ちょっといろいろ提言されていて、読まさせていただいてすばらしい提言だと思っております。

ただ、この中で、いろいろとこうしてほしい、ああしてほしいという中に、もう行政が取り組んでいただいている、既に。

例えば、学校の先生の問題ですね。これも、区独自で教え上手な先生、この育成をどうしたらいいか。それから、区域で1人加配したりとか、いろいろ余裕を持たせたり、先生に勉強をしていただく時間を持たせたりしています。

また、ニートの問題、図書館の問題、さまざまな問題に取り組んでいただいて、ある程度成功している事例もある。

これについて、ここではこうしてほしいということを出てはいますけれども、今のところ、それに対して行政がやった、その結果がどうなっているというのがここには出てい

ないわけで、その辺については、この審議会ではどういうふうを考えていったらいいんでしょうか。

そのやっているということをまず考えないで、何を新宿区としてやってほしいかということ考えていけばよろしいのか、それとも、もう既にやっていただいているこのことをどういうふうに進めていくのか、そこまで考えていくのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

卯月会長　　ちょっと難しい質問というか、重要な、それは必ず出てくることで、やっていながら充実しろという部分と、それから、よく知らないというか、全体状況でこういう理想を述べた上で現実はどうかというふうに、順番がちょっと逆になっている部分とかいろいろあると思うんですけど、できれば、出てきたご意見で既に該当する、例えばスクールコーディネーターは実際やっているわけですけど、それがどの程度成果を上げているかというか、評価は難しいと思いますが、現状の説明資料等をできれば補足的につくっていただくととてもありがたいなと。

既に取り組んでいるものは、どういう現状かという現状のレベルを少し知るということは非常に重要ですので、それは補足資料で、それを議論することはなかなかできないと思いますけれど、骨子案なんかつくるときにも参考にはなるかなというんで、希望なんですけど、ちょっとご検討いただければと思います。

それで、ちょっとついでにあれなんですけれども、いろいろ議論が錯綜していて、例えばさっきスクールコーディネーターとスクールカウンセラーというのが一緒くたになったような感じもあるんで、ちょっと個々の事柄で、やっぱり確認すべきスクールコーディネーターとカウンセラーはちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、スクールコーディネーターというのは、地域とかかわりながらうまく地域に根づいた学校にしていくということでいろんな人を紹介したりとか、イベントを企画したりとかっていう話は聞いたことがあるんですけど、ちょっとそこら辺の整理をする必要があるのかなと思います。

とりあえず、そんなことなんですけど。今、扱いがここで決まっているわけではないんで、いいアイデアがあれば出していただくと。

沢田委員　　学校教育だけですね、今はとりあえず。環境教育とかは違うんですね。

それでは、学校教育ということなんですけれども、全体として、先ほど非常に幅広い意味合いの資料を一番最初に拝見しまして、先ほどの古沢委員のご意見ともちょっと重なる部分もあるんですけども、やはり、今の時代背景というのが非常に大事かと思っております。

まして、今の時代を語るときに、やっぱり格差社会ということがすごくいわれるようになりました。

このことが、私も子どもを育てておりまして、教育の現場でも非常にこのことというのが影響が出ておりまして、そういう点での資料も、どういう資料なのか、所得によってどうなっているとかということはあるんですけども、資料を当日ではなくて前もっていただきたいということの一つ申し上げておきたいと思います。

それで、なぜそういうことを言うかということ、今、例えば小さいころから塾通いが始まっているご家庭がある。今、例えば中学生ぐらいになると年間100万円とかいう単位で塾にお金をかけられるような世帯もある一方で、就学援助を受けるご家庭も非常にふえていて、比率が上がってきているという現状もあります。

その中で、特に区立中学校の生徒数が減少しているというのは、一方では私立の方に進まれるお子さんも非常にたくさんいらっしゃるという中で、今までは学校が地域の核になってきていたところがあると思うんですけども、それが段々私立に行くお子さんもい、また、学校選択制によって全然違う地域の学校に行ってしまう子もいるという中で、地域のつながりが非常に難しくなっているなというのを私日常感じておりまして、やはり、地域での子育てということ考えたときに、今回、学校選択制の問題についてもメリットとデメリットの再検証が必要だというお話が出たのは、非常にこれは目びいきな提起だったなと思いました。

それから、新しい言葉が出てきていて、どういうことを具体的に言っているのか注釈読んだだけではわからないようなところもあったんですけども、例えば、教師のフリーエージェント制なんていうのが、どこか京都あたりでやっているようなことを想定しているのかどうかかわからないんですけども、今、やっぱり教育の現場で質ということを行ったときに、加配の先生たちも非常に充実していただいている中で、学校の方でも人材を活用して頑張らせていただいているんですが、やっぱり次には30人学級とかいろいろ少人数の学級編成ですね、これを区としてもぜひ推進をしていくということが学校の先生方も保護者もそうなんですけれども、非常に私意見として強く要望を聞いておりますので、そういうことをそれぞれ全区的にやった上で現場の裁量権によって、例えばクラスで加配された先生をどういうふうに、TTでやるのか、少人数の指導の授業でやるのかというあたりの裁量権というのが非常に大事な事かなというふうに思いました。

とりあえず、最初の発言、この程度にしておきます。

卯月会長　それでは、ちょっと疑問が提示された先生のフリーエージェント制というのをちょっとだけ説明してくれます、この議論の。

杉山参考人　すみません、これも区民の方からの提案だったんですけども、こちらの分厚い方の提言書の方に注釈がありますので、ちょっとこれを読んで説明にかえさせていただきますと思います。

48ページ、教師のフリーエージェント制なんですけど、これは各学校の特色を生かした教育内容を推進するときに、必要な教員が確保できる制度ということで、あの人がああいうところにたけているからというようなときにその人にお願いしたりというようなことを依頼ができて確保できるような、そういった割と自由な裁量がきくような制度を導入できるようになればということで、このようなことを打ち出しております。

以上です。

卯月会長　ちょっとわかりにくいですか。

野尻委員　野尻でございます。

私も区民会議では第1分科会に所属しておりましたので一言申し上げます。

学校教育につきましては、本当に委員が精力的に各学校を回っていらっしゃいました。それで、校長先生とお話を伺ったり、また質問等に応じていただいたり、大変1年間精力的に進めていらっしゃいました。

そこで、私考えますのには、例えば学校図書の充実ですけども、大変学校の間で格差があるんですね。私が所属しておりました学校の図書館ボランティアで入っておりました学校では、1冊でも子どもたちが読めるようにということで、図書館司書をお隣の学校から両方兼ねていただくようなフリーエージェント制というんでしょうか、そのようなこともしていらっしゃいましたし、また、IT化によりますシステムですか、バーコードを全図書につけて、それを子どもたちが自分で検索できるような、教室を図書館にするようなことも始まっております。

そういう新宿区の中でも大変格差があるところを、そういうのをいい教育は質の高い教育は全校に広めていこうという趣旨がこの中にたくさん盛り込まれていると思っております。

スクールコーディネーターにいたしましても、やはり質的な問題なんですけれども、大変、先ほどから出ておりますように、差があると思っております。

そこで、2名というのは予算の上でも無理でしょうけれども、質の高いスクールコーデ

ィネーターを入れていただくと、そういうところからもこういう提案が一つはあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

廣江委員 立教大学の廣江でございます。

私も悩み多い現場の教員ですので、教育の話になるとぴくっとするんですけども、特に、今まで教員の話が多く出ていましたので、確認をさせていただきながら、分科会でどうい議論があったのかということについて教えていただきたいと思っています。

確認をしたいというのは、それぞれ深く議論されている方にとってはご存じの場合があっても、実は、そうじゃない理解をされているケースがあると思いますので、この審議会の中では事実を確認しながら先に進んでいくという態度を取っていくということは私は非常に重要だと思しますので、その意味で、ちょっと失礼な話になるかもしれませんが確認したいと思います。

特に、教員の、しばらく前だという議論ですが、行政採用ということが出ています。それから、どの教育現場に配置されるかという配置の問題もあると思うんですね。

これについて、今ここで出ている議論は、小中学校という公立学校の議論だけであって、私立は入っていないというふうに思っていますが、特に公立学校について、新宿区の特に教育を担当するセクションで、教員の養成と採用、特に採用についてどういう制度が今あるのかということについてごく簡単に述べていただいて、その上で分科会の議論になると思いますが、48ページの2の下の部分ですね。

今後は区として、教員養成の考え方を再認識し、採用や研修システムについて独自に取り組む、その上で、大学機関との連携を取りながら、先ほどご意見が出たところですけども、というようになっている。

では、どういうものが独自であるのかということについてどのような議論をされたのか、杉山さん、さっきおっしゃったと思うんですけども、その点についてお伺いしたいと思います。

卯月会長 今の質問は、むしろ区役所の方でお答えいただけますか。

余り長い時間じゃなく、教員養成と採用についてですね。

事務局 教育委員会の次長でございますけれども、教員の養成、先ほどお話出ていましたけれども、大学の教育課程を持たれているようなところで養成しているわけですが、その採用ということになりますと、これもご存知のことだと思いますけれども、教員の場合にはいわゆる県費負担職員ということで、新宿区で採用する教員というのは基本的には

おりません。

採用の段階では、東京都ということになります。東京都が小中、東京都の場合には高校も持っていますので、高校の教員も入るわけでございますけれども、都が採用して、区にその名簿登載された教員について区に提示すると、そういう形で区の配属を決めております。

先ほど、区費の講師のお話もちょうと出ていたと思いますけれども、これはあくまでも講師という形で、非常勤の教員だというふうに思っただけであればよろしいんですけれども、それについては、本年度、確かな学力の育成ということで教育委員会でも区費講師の採用は始めました。

ただ、正規の教員ということになりますと、これは東京都の教員が区に配属されていると、そういう形でございます。

卯月会長　　ありがとうございました。

配置の何かコメントございますか。

事務局　　大変難しい話も出ているんですが、配置につきましては、東京都ということで、全都で教員の配属を決めますので、23区以外にも多摩も市もあれば、あと島もあるわけですね。

ですから、それぞれやはり需要と供給、本人の希望に沿うか沿わないか、希望を取る制度はもちろんございますけれども、配属を希望するそれぞれの区とか市の方の事情もございまして、その辺の折り合いを東京都の教育委員会と区市の教育委員会でやりとりをしていると、こういう形になっているわけで、必ずしも本人が希望したからどここの区に行けるとか、そういうことではありません。

ただ、それぞれの学校でも、東京都の教員同士でそれなりの面識とかそういったものもありますので、場合によっては希望がかなう場合もあると、そういうことでございます。

廣江委員　　という仕組みになっているはずですので、その仕組みを変えていくということについて、区民の側から意見を集めていくということと、すぐに変えられないとなるとどうするかということになりますんで、そこで分科会の議論について伺いたいんですが、採用の予算については独自の取り組みが必要だと。

独自という内容をどう考えるかということです。ごく簡単で結構ですので、分科会の議論のご紹介をいただければと思います。

高山委員　　すみません、答えになるかどうかわかりませんが、とにかく教育の

現場で、今、ちょっと教師の話になってしまいますけれども、いろんな事件等起きているということと、学力の問題とかということがありまして、現実の採用の内容というものについては、本来、新宿区がいろいろな形で考えていけることではないのかもしれませんが、もう少し込んだ形で教員の養成というものが考えられないだろうかということが流れでございます。

子どもたちに際して、小学校、中学校ということが出ましたけれども、一番身近にまず接する教育の場でございまして、その辺のことに関して、中心になって子どもの教育を進めていく教員の質というものがやはり問われていいんじゃないかという状況にあるというふうに分科会の方では話が出ました。

そういう意味で、どんなことができるのかということで、すべて法律的とか今の機構とかということをおある程度棚上げした形で、こんな形で新しい教員、みんなが信頼できるような教員というものを養成できるんじゃないかというような話の中からそれが出てきたところがありますので、現行のシステムとはちょっと違う形のものであっても何かそういう形で、区としてもそういう形で何か検討できるものがないかどうかみたいな形でも一つ考えてもらえればなというような、ちょっと抽象的かもしれませんが、そういうものの考え方でございます。

なお、フリーエージェントとか、そういうあれでありまして、基本的に、先ほど教育委員会の方からお話がありましたように、教師を雇うということは新宿区では無理かもしれませんが、いわゆる学科外の、先ほどのところで放課後の扱いとか、そういうところでは先生という立場になるかもしれませんが、地域の文化について詳しい人ですとか、その学校の側において子どもたちにいろいろな形で、昔話ができるとか、いろいろな体験をさせられるとか、そういう人たちを一本釣りみたいな形で釣り上げられればみたいな雰囲気の方でございまして。

そんなところでしょうか。

杉山参考人　すみません、補足して、区民の方から特に学校のことを中心的にやられた方から伺ったのは、例えば校長先生のところにインタビューに行かれていろいろお話を聞いて、校長先生たちいろいろなことをお考えなんだけれども、現場の裁量権が非常に少ない。

こういうことをやってみたらどうだろうということが非常に縛られていて、独創的なことがなかなかできづらいんだというお話がよく出たという意見が、この提言の中に反映さ

れている部分というのがあるかと思います。

そこをできるだけ、独自って何ですか、区独自って何ですかってお話もあったかと思うんですが、現場が、これがこの地域とここの学校にいいよねっていうことができるかっていうところから学校独自があって、その地域独自があって、新宿区独自のものがあってっていうふうに積み上がっていくんじゃないのかしらというふうに思うんですけれども、現在の制度の中ではそれが非常にしづらい。

東京都から先生が配属されて、人事異動でかわっていくというような、多分、よく存じ上げないんですけれども、裁量権の部分でも校長が決められることっていうのは実はそんなに多くないんじゃないだろうかとか。そういう部分で、今ちょっとジレンマが起きているんじゃないのかっていうお話になっているかと思います。

先ほどのご発言でも、区独自の教育方針を立ててというようなことがあったかと思うんですが、多分、区民会議の中でもそういったことで、区としてどういう教育を目指していくんだろうかというような部分を打ち出しながら進めていくということを望んでいるんじゃないかしらというふうに思っております。

この問題は地方分権の議論とも絡んでいるんだろうと思うんですけれども、となると、最低保障はどこにあるんだという、国としての義務教育の最低のレベルというか、保障をどこに置いて、各自治体ごとの教育方針、レベル、区としての独創性などをどう担保していくのかというような議論というのが実はまだそんなに十分できていないんじゃないかということとあわせて財源の問題も今後できないと、例えば区独自といわれても、財政もないのにそんな絵にかいたもちはかけませんというようなことになるだろうというふうに思いますので、そこも難しいかと思いますが、あわせて考えていかないといけないんじゃないかしらというふうに思います。

以上です。

藤乗委員 第2分科会の藤乗と申します。

今までの議論を考えてまして、私は教育に関しては子どももおりませんし全くの素人でございますけれども、採用は都でするものということですが、それはそれとして変えられないと思います。

ただ、区として独自ということであれば、本当に素人考えですけれども、研修という形で、区独自のものを教員の方々に生かしていただけるんじゃないかと思うんですけれども、それは区としては難しいことなんでございましょうか。

卯月会長　　では、イエスかノーか。

事務局　　それは現在でもしております。

それで、ちょっと言わせていただきますけれども、みんな文科の方で逐一通達的なものがあるかのようなご意見がちょっと先ほどから出ているんですけれども、確かに学習指導要領とか、そういう縛りがかかっている部分はありますけれども、逐一、文科ルートで通達に従って、区教委が新宿区の教育をやっていると、そういうことでは決してありませんで、研修の面でも、都の研修ももちろんありますけれども、区の研修も、独自の研修もやっていますし、それを、先ほど来出ていましたけれど、夏休み、2学期を8月25日からということで本年度させていただきますけれど、それも別に文科省の方でそういう方針を出しているわけではありませんし、区費講師を採用してきめの細かな授業をやって確かな学力を育成すると、そういったことも区で始めた取り組みでございますので、その辺については誤解のないようお願いしたいと思います。

卯月会長　　できるということですので。

藤乗さん、どうぞ。

藤乗委員　　すみません、できるということでしたら、今こちらの区民会議でご意見の出ているようなことを、その研修に生かしていただくということが私はよいんじゃないかというか、第一歩ではないかと思えますけれども。

卯月会長　　ありがとうございました。

そろそろ次のところまでいこうと思ったんですが、久保委員。

久保委員　　区民会議出身の委員の皆さんにまず1点お伺いしたいんですけど、現在、品川区で先駆的にやっている小中一貫教育、これはやはり教育も、建物と同じで土台がしっかりしていない限り、高い建物、頑丈な建物はできないわけ。そういう意味では、僕は大学よりも高校よりも小学校、中学校が一番大事だと思うんです。

その日本の小学校、中学校教育制度の欠陥を何とか補おうというので小中一貫教育を品川区ではやっています。

やはり、これは検討をすべきだと思うんで、それを論議されなかったかどうかということが1点と、もう一つは、時間ないから結論的にいうと、新宿区から将来の国連の事務総長が出るぐらいの、そういう教育環境を新宿はつくるべきだと。

これを見ますと、地域はいっぱい書いてあります、この中に。しかし、世界とか地球とか外国とか国際という、一番必要なことが一言も、どこにも載っていない。やはり子ども

たちは足元を見ることが大事だと同時に、常に遠くを見る、世界を見る目を持って物事を考えて新宿で育ててもらいたい。そういう子ども憲章になるよう、私たちはつくるべきだと思う。

そういう議論が言葉に出ていないので、なされていなかったのかなということで、わずかな字数で思いを全部しゃべれないから、言いたいことのご理解を。

以上です。

卯月会長　　今のことに對しては、ちょっと質問に答えていただけますか。

小中一体化の話の議論はありましたか。

高山委員　　小中一貫に関しましては、議題として話し合われたことはあるんですけども、参加しているメンバーはあくまでも区民という立場でございますので、教育の専門家でないということで、結論を出し得なかったというところがございますね。

ただ、気持ちとしては、やはり小中一貫の結果がこういう形で出ているというようなものがあればもっと議論がしやすかったんですけども、今のところそういうものがちょっと見当たらないということで、残念ながら、成案を得ませんでした。

そのように、すみません、報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

卯月会長　　次の子育ての方のテーマにいかない時間が配分できません。

すみません、今、挙手していただいた方は後で意見カード、そこに書いていただくように。まことに申しわけありませんが、よろしく願いいたします。

それでは、もう一つの大きなテーマである子育てという方に話を移したいと思います。

それについて、ご指摘、ご意見のある方、どうぞ挙手をお願いいたします。

高山委員　　子どもの権利でもいいですか。

卯月会長　　子どもの権利でも結構です。

高山委員　　ちょっと、先ほど子どもの権利について、子どもに権利を教えるかというお話がございました。

もちろん子どもにも権利の理解というものはさせていただかないとということもあるわけですが、基本的には、子どもの権利という、子どもが意見を言ったりとか主張したりということはまずできませんので、やはり、それを取り巻く我々親の世代が子どもは生まれながらにしてそういうしっかりした権利を持っているということ認識するというのが大きな活動の内容でございます。

そういうふうな、子どもを取り巻く環境が、既に子どもが生を受けたときに既に権利を

持っていて、それは親のエゴとかそういうことで侵害されるものではないという認識をやはり区民全体が持てるような形に動いていければということでございますので、子どもだけに権利を教えるとか、そういうことだけではございませんから、一つご理解願いたいと思います。

すみません、ありがとうございます。

卯月会長　ほかにございますか。

安田委員。

安田委員　確かに、いろんな子どもの権利というのが結構クローズアップされているので、私はこれは大事なことだと思うんですけども、やはり、読んで間違えるとまずい部分があるんじゃないかなと。

前提というものを飛び越して行って権利というものだけにいきますと、義務というのはどうなんだということも当然あるわけで、先ほどの説明のように、親の部分が主だということであれば、親はやっぱりそういうふうに権利と義務というもの、それから家庭という部分も含めてもう一度どうあるべきなんだろうということ、その部分がスタートじゃないかなと思うんですよ。

先ほども子どもの権利というのは確かに国際条約にも批准しましたけれども、権利だけが全面的に出るんじゃなくて、その前提のやはり義務のバランスという部分というのがやっぱり重要な、こういうことの権利のためにはこういうふうな、例えば自分を大事にするためにも相手を大事にするとか、いろいろそういった部分をもう少しバランスというのが当然あるし、何か権利権利というと、義務の方が何となく後退しているようなニュアンスになって読んでおったんですけども。

成富委員　とにかくこれは日本全体の問題でもあると思うんですけども、権利条約という国際条約を批准して、当然、国内法を整備するという前提で批准するわけですから、各自治体レベルにおいてくるとなかなか難しいということで、余り進んでいないんじゃないかと思うんですね、この権利条約に関して。

今言われたとおり、常に出てくるのは、権利があれば義務もあるんじゃないかというそういう言葉のレベルでいろいろどうしても議論になっちゃうんですけど、やはり、ここで基本構想、基本計画と新宿区の新しいプランの中に何か具体的な、例えばここでは子ども会議とかあります。これは非常に象徴的な意味だと思うんですね、まず。

まず、そういうシンボリックな何かを始めることで実際に浸透させていくというやり方

もあると思うし、学校現場は学校でそれぞれやりなさいみたいになりますと、それこそ身動きできないというか、まず親の説得からかからなきゃいけないみたいな、非常に現実的な問題があると思うんですけど、やはり、象徴的な何かをつくるということは僕はとても重要なことだと思うんですね、一步踏み出すという。

当然、権利、そういうルールの中には、今言われた義務というものも入れた何かルールづくりみたいなことをやっていくというか、理念的なものを示した何かをつくと、言葉でつくるということはあり得ると思うんですね。やっぱりそういうものがあつた方がいいし。その中には、当然義務的な、子どもとして何を大事にすべきかということを書き込むとか。

当然、今言われた、権利、義務ということはそのとおり両方含めるものだと僕は思っているんですね。

権利というのは何かをくれとか何かをすぐ考えちゃいますけど、そうじゃなくて、子どもの発言権を保障できる場をつくらうという趣旨なんで、それが大事だと思います。

ですから、そういう場をまずつくっていくというのはとても画期的なことだし、単なる子育てっていうことを超えていると思うんですね。僕はそういう意見で、これはとても大事なことだな、たくさん書いてあるから、これが全部盛り込まれるっていうことではないと思います。

思いついたものを皆さん挙げていったと思うんですけど、その中で、幾つか入れるってことは僕はとても賛成です。

ですから、当然、その中でどういうふうに表現すれば権利、義務が明確になるのかっていうことを改めて議論するんじゃないかなって思っています。

ついでにちょっと言えば、こういったことは青少年の自立と社会参加支援にもかかわってくることで、やっぱり子どもの問題っていうのは、子どもっていうのは漠然としていますが、乳幼児から小学生、それから中学生、高校生と思春期、さらには青年期っていうんですか、そういう子どものライフサイクルに沿って考えていかないといけないだろうと。

今完全に欠けているのは、青年期、あるいは青少年期、思春期ぐらいからほとんど思索というか、そういう活動する場もないし、非常にそこが弱いと思うんですね。地域の子ども少ないというようなことで、なくなりつつあるという状況で、そういうところがあればまだ先輩が来ていろいろかかわるようなジュニアボランティアとかもできると思うんです

けれど、やっぱりそこら辺は欠けているものやっっていくとか、それはやっぱり子どもを、子どもが何をしたいかというのをまず尊重するような体制っていうんですか、ですから、それも連動させて青少年期の問題などをもうちょっと、これは数が少ないんですけど、強調してもいいんじゃないかなとちょっと思っています。

広い意味での子育てということですか。

野尻委員 野尻です。

子どもの人権保障ということは、逆に言えば子どもの発しているSOSをどう受けとめるかということだと思えるんですけども、この から まで、こういうことは世田谷の方では既に組織化して、実際実施しているんですね。

平成8年に発足いたしましたのが、世田谷こどものいのちのネットワークという実行委員会があります。

そこでは、後援団体としては共催ですね、主催がその実行委員会で、共催が世田谷区と世田谷区の教育委員会なんですね。それで、後援の方に世田谷ボランティア協会とか、世田谷区の社会福祉協議会と入っております。

2000年からは、東京第24区ということで、世田谷子ども共和国、それは若者の実行委員が企画いたしましたして、これも青少年の社会参画の一つの支援となると思うんですけども、毎月日曜日、最近では毎週日曜日とか催しをしております。

それから、やはり世田谷こどものいのちのネットワークが共催ということで、協力ですね、世田谷チャイルドラインが全国的には一番進んでいると思うんですけども、2000年6月からスタートしております、18歳までの子どもの専用電話も開設しております。月曜から金曜までですね。

そこに、受け手のボランティアが60名ほどいると。その支え手が12名。そういう受け手のボランティアについては公募で研修とかいたしまして選考もするというので、そもそも子どもの命のネットワークが立ち上がったということは、官民で子どもに対応している個々の力を結集するための活動ということで始まったそうでございますので、これを新宿区でもクリアいたしますと、この から までが非常に組織的に行われるのではないかと考えております。

卯月会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

初めての方がいらっしゃれば、どちらかというとお聞きしたいんですが、ほかにご意見。

どうぞ。

小宮（一）委員 やや元に戻るかもしれませんが、家庭教育も学校教育も本来引き継がれていかれるべきものであると思うんですよ。

私の子育てのころのことを考えますと、今、子どもの子育てを見ていますと非常に歯がゆく思う。

それで、当時は要するに自由放任に育てるのがいいんだというような親全体の雰囲気、我々義務を放棄した結果かなと反省しておるわけですが、そういう意味で、先ほど津吹さんもおっしゃいましたけれども、大人の再教育というようなこと。

それから、今、成富委員のおっしゃいました青年期に至るまでの教育の問題。

考えてみますと、やはり生涯教育という問題が一時はやり言葉であったんですが、今回の区民会議を通じまして、生涯教育という声が一向に上がってこないというのは、これはどういうことかなという気がしております。

それで、私2年ほど区の社会教育会館でちょっとお手伝いした経験から申しますと、今、社会教育会館はまさに貸し室だけの機能になっちゃっているわけです。利用率が低いところは廃止しようかなんていうとんでもない議論が出てまいります、私の言いたいのは、やはり生涯学習という観点から、みんなが勉強し、教育していくという姿勢が大事ではないかと思っております。

それで、区としての、行政としての計画ということ、津吹さんもおっしゃいましたけれども、そういう教育に関する計画というのが果たして新宿区にどういう形であるんだろうかというのが一つ質問としてございます。

私の意見としては、生涯学習基本計画的なものをつくる必要があるんじゃないかと。

聞いたところによりますと、平成5年か6年に、区として生涯学習基本計画があったという話は聞いておるんですが、私、不勉強で調べておりませんが、そういう何か一本、教育として、区としてやろうという、住民を見つめてやろうというような計画があつてしかるべきじゃないかなと思うんですが、その辺をちょっと教育委員会の方にでもお聞きしたいなと思っております。

卯月会長 ご質問のようですが、生涯学習基本計画というのは今、新宿区にあるんでしょうか。

事務局 今、ご質問に出ていましたけれども、確かにかつて、そういったものをつくったことがありました。

その改定についても、実は検討したんですけれども、これも実はなんですけれども、結構、今、区長部局と教育委員会でいろいろと事務の再配分の見直しを進めているような、そういう動きがあります。

他区の事例なんかを見ますと、スポーツとか、要するに生涯学習、広くそういった部門について、区長部局との事務の再配分みたいなこと。これは地方教育行政法の方でもそういった解釈が可能になってきているというようなことをございまして、今、教育委員会の方でそういう生涯学習振興計画みたいなものを今の段階で、ちょっと策定しづらいみたいな事情をございまして、もう少し経過を見させていただきたいなと。

ついでに申し上げますけれども、教育委員会の方といたしましては、教育行政の推進に当たってというのを毎年公表しているんですけれども、残念ながら、余りお読みになっていただけないと思いますが。

それと、もう一つは、今、基本構想、基本計画の策定の大きなこういう審議会ができていますので、教育についてもその中の大きな部分で取り上げられているというような事情もございますので、そういったものも拝見させていただきながら、私どもとして別立てで計画をつくる必要があるのかどうなのかということにつきましても検討させていただきたいというふうに思っています。

卯月会長　ありがとうございます。

それでは、また子育てに戻りまして、廣江委員。

廣江委員　今のことなんです、小宮委員がおっしゃった生涯学習、非常に重要な点だというふうに思っています。

恐らく、多くの大学でもどういう寄与ができるかということにかなり努力しているんですが、ただ、大学も含めて、民間でもさまざまな生涯教育といわれるもののサービスを提供していることがございますね。

そういうのとは違って、区がやるべきことというのが何かあるのかどうか。むしろ、その点についてご意見があったら、なるべく簡潔に教えていただければありがたいと思うんですが。

小宮（一）委員　やるべきことということになりますと、今、ここで議論になっているのは、やはり先ほど言われましたように、短期的な、あるいは個別的な議論というのがどうしても進んでいるんじゃないかなという気がするわけですね。

先ほど、どなたかが、いろんないい施策もやっているじゃないかというご意見もござい

ましたけれども、それは単発的でありまして、やはり基本的に、それじゃ新宿区の子育てにしる、区民がどういう形になってくるのかというものがちょっとないように思うんですね。

区として独自性を出していく場合にどうやったらいいかということがないわけなんで、幼児教育から青少年教育に至るまで、区としてはこういう方針でいきますよというようなものを、だれの目にでもわかるような形でできたらいいんじゃないかなと思っているわけです。

そうしますと、皆さん個別の意見を言って、あれをやってほしい、これをやってほしいということではなくて、一本筋の通ったものをつくっていただければなということでございます。

成富委員　ちょっと関連することで、区として筋を通して独自性というか、大きく方向性を示すということが重要だと思うんですけど、これまでの基本構想、基本計画なんか見ても、子育てのことってというのは部分的にしか触れていないというか、非常に少ないです。

今、ここで子どもの問題をクローズアップして、内容はいろいろですけど、それを出していくということ自体が、やっぱりこれからの新宿のあり方を示しているんじゃないかなと思うんですね。

ですから、言葉としてどう表現するかということよりも、やっぱりいま何が一番議論になるかという、子どもの問題がまず何といても最初にくるようなことになっているってこと自体が今の時代状況だし、ですから、そこをしっかりと書いていけば、まさに少子化対策ということは、僕なんかは人口政策として子育てを議論すると非常に偏ってしまうかなという意見を持っているんですけど、しかし、こういう時代の中で子どもを大事にしようという新宿という指針を出すってこと自体がある意味で方向性を示しているのかなと、そういう理解もできる。

それをうまくメッセージ性を持った言葉としてどう表現するかっていうのが課題だと思います。

ちょっと、そんなふうに思いました。

卯月会長　生涯教育、生涯学習ということは、次の2章のその2とか、あるいは新宿的ライフスタイルとか、もう少し幅広いテーマに絡んできますので、きょうだけではないということをご理解していただきたいと思います。

もう少し、学校教育以外のテーマが幾つかございますので、そちらにもし言及できればと思いますが、杉山さん、手を挙げていらっしやっただけ、いいですか。

杉山参考人 ありがとうございます。杉山ですけれども、先ほど来、家庭とは一体何なのかという、家庭についての議論というのを深めていったらいいじゃないかというご意見があったかと思うんですけれども、やはり、皆さん子どもとして生まれて、自分も家庭を持ってというご経験をお持ちなので、みんな違うんですね、その家庭像というか、理想の家庭像だったり、今持っている家庭像であったり。

区民会議で大事にしたのは、多様性はやっぱり認めていこうよ。これが答えだから、この答えに合うように、この答えを目指してやりましょうよという、一つの答えを目指すのではなくて、さまざまなありようがある、多様な家庭があるということを認めた中で、じゃあその中で子どもたちがハッピーに育つにはどういう環境をつくったらいいんだろうか。

親が親として育つにはどうしたらいいんだろうかということで、親の学びの場も必要だよねってということで、生涯学習でやっていくとか、家庭教育であったりとか、地域の教育力をどのようにつけるかというような議論が出てきていたかと思います。

やはり、その中で繰り返し出てきたのは、例えばだれかの犠牲の上で家庭が成り立つというような、かつての家族主義的な家庭像を引きずっているのではやはり新宿らしくないでしょうということがありました。

69ページの提言書のところに、そこら辺を言及させてもらっているかと思うんですけれども、母親、父親として、働くものとして、地域人としての多様な生き方設計支援ということで、大体、親をメインに据えながら、あとちょっと欲張っているのは、地域で子育てっていうものを見ていきたいというところがありましたので、家庭のみが子どもを育てるのではなくて、お隣さんであったりとか、その地域のいろんな方であったりとか、学校であったりとか、保育園であったりとか、地域子ども家庭支援センターであったりとか、そういったいろんなところが相互に有機的につながって子どもを育てていくとなると、子育て中、自分はもう子育てはもう終わったよとか、独身でまだ子どもは持っていないよというような子育てに関係のない人たちも子育てに関係がある、実は子育てに関係があるんだよというところでこういった長ったらしいタイトルの1項目を設けさせていただきたいきさつがあります。

内容は読んでいただいたらわかるかと思うんですけれども、やっぱり親は自信を持って子育てができるようにするために、最初が肝心。産んですぐぐらいからのサポートをちょ

っと手厚くしまししょうとか、あとはいろんな生き方があるので、専業主婦で働いていない家庭の女性たちの支援であったりとか、働いている人たちが地域活動とか地域生活に取り組みやすくなるためにはどのような支援が必要かというような、そういった部分も補足しながら、割と子どもの権利を最初に出しているんで、子どもに焦点がいつているんですけども、それを支える人たちへの教育であったり、サポートも見えていかないといけないという部分は区民会議の中ではかなり出てきた意見でした。

以上です。

卯月会長　ありがとうございました。

また、ご発言のない委員の方の、時間が段々少なくなってまいりましたけれども、ぜひ挙手していただいて。

山添委員。

山添委員　今の子育てという問題なんですがね、区民会議の中でも議論があったというところで安心はしているんですけどね、やっぱり、一番最初に家庭、生まれ落ちるところは家庭ですよ。

そこでどういう対応をされたかっていうのは、やっぱり三つ子の魂じゃないけど、大きく影響してくるんだと思う。

生まれ落ちた途端に保育園、0歳児とか、これは余りにもちょっと本来の筋じゃないだろうというふうに思うんです。

そこをやっぱりしっかり踏まえた上であの手この手を考えていかなければならない。

現状がそうなっていますから、それを無視するわけにはいかないけれど、今話題になっている秋田の幼児殺害事件で、きょうもいろいろやっていましたけれども、びっくりしたのは、要するに子どもをペット化する、かわいいかわいいとかわいがる、憎たらしいときには本当に怒り狂う、こういう人たちが非常にふえてきて、こういう話がちょっとあったんですね。

ですから、本当に育てるということへの意識が今の若いお母さん方は薄いんじゃないかと。生まれたら預ける、あとは引き取ってくる。こういう感覚を一遍僕は徹底議論した上で、行政として何がサポートできるのかということも僕は必要だと思うんですよ。

過ぎたるは及ばざるがごとしだ、余りあの手この手を使って本当に人間として1人の子を育てていく、大変さ、喜び、それを感じていく僕はシステムをもう一遍考えるべきだろうと。

これは僕の個人的な意見なんだけどね、そう思います。

以上です。

卯月会長　ありがとうございます。

廣江委員　ごく簡単に申し上げます。

私も子どもを持つ親ですので、ここでの議論をどういう立場でしたいかというときに、子どもを育てるのは父親の仕事でもあるということはどう考えていくことは非常に大切なことだと思います。

そうでないときにいろいろ問題が起きる可能性が強いんじゃないかと思っていますが、これはまた特にどういう事実関係であるかということについて、そういう資料があればまたお願いしたいと思いますけれども、父親の役割がいかに大切か。

父親と母親がいて子どもが育っていくという環境が家庭型の中であるかもしれない。このことについてきちっと考えていこう。

つまり、母親だけの責任にするのはどうかなという考えであります。

安田委員　先ほど述べられた家庭が基本だということの機軸は私は絶対崩してはいけないと思っております。

それで、家庭も犠牲から成り立つ家庭はおかしいと、それも私はむしろ、家庭というものの中では大きな犠牲がたくさんありますよ。

でも、それを乗り越えていくという家庭の力強さがなければいけないと私は思います。

それを安易にサポートされて、そこに代替していく、いわゆる、先ほど申された、今のようなときにもやっぱり必要なのは考えるケアですよ。

この意思がないと、やっぱり子どもと親、そしてそれぞれの母親は母親の年代を支える時代、父親が出なくちゃいけない時代というのは、これはあると思うんですね。

そういったものを明確に、これから父親の理解はどうなんだということもやっぱり、これから意識した中で政治によって使い分け、または両親がやる、おばあちゃんがやる、おじいちゃんがやる、こういう、いわゆる家庭というものが国家を最終的には支えていくと私はいつも思っています。

これはすなわち、アリストテレスのエコノミーの思想ということだそうです。

以上です。

卯月会長　ありがとうございました。

久保委員　新宿区で8月になると広島と長崎に母と子の平和派遣が長年行われていま

す。5組ずつお母さんと子どもが長崎と広島へ。

帰ってきた子どもたちの作文を見ますと、この子どもたちは本当にこの社会に貢献してくれる人間に育つなって実感するんですよ。と同時に、僕はこの作文を見たときに、その父親が母親が教育されるんだと思うんです。

この子どもはこんな立派な作文を書き、そしてその後の成長がすばらしい、そこから父親や母親が学ぶと思うんです。

同じように、ここでの議論をずっと僕心配して聞いているのですけれど、大人が一方的に子どもを育てるものだと思っていれば立派な子どもは育たないはず。子どもから大人が育てられる面がいっぱいあるんだという考え方が基本になかったらいい子どもは育たないはずです。

そのことを僕はやっぱりみんな共有したいなということで、あえて申し上げましたけれども、もう一つついでに、やはり家庭の体験、学校の体験に介在しちゃいけない。この社会全体での体験、極端なことをいえば、外国、世界に行って地球上での体験というものが子どもたちが立派に育っていく大事な体験なんだという視線を新宿区はほかの自治体に先駆けて、たとえ1人でも2人でもいいから、外国に新宿の子どもたちが体験に、遊びにじゃなくて、遊びも学べるんだけど、遊びじゃなくて体験に行く、そういう機会を新宿区はつくってというんだって、僕は新宿の子どもを思う象徴になるんじゃないかと、意見だけ申し上げておきます。

三田委員　今まで非常に子育てと教育に関して皆さんのご意見を伺っていて思うんですが、結局、第6分科会の絡みで申し上げますと、コミュニティ、つまり地域社会という都市型コミュニティですね、特にね。

その特に問題点がかなり言われておりまして、それが今の場合で言えば教育にとって、子育てにとってどういう意味を持つんだろうか。非常にこれは、いわゆる地域社会全体のありようということを明確に理解した上で、その子どもにとって子どもがまさに自立していく家庭にとってどういう環境条件になるのかと。

それを次の問題としては、今度は主体、だれが、つまり提案して、理念として我々社会をイメージするわけですが、それを今度、公助、共助、自助と申しますけれども、先ほどから、家庭の役割、あるいは子ども自身の問題、そして地域社会の問題、そして基礎的な自治体の市区町村、新宿でいえば新宿区という問題。

さらに、東京都の問題も出ましたし、世界の平和の話があるんですが、そういった中で

特に基本構想をこれから議論していくわけですので、これからの課題別の議論も踏まえて共通項として都市型コミュニティの中での我々のありよう、それから地域社会のありよう、その中で、区という公的な主体がどう役割を果たすべきなのかということを確認に自覚しながら考えていく必要があるんでないのか。

そういう中に、先ほどの生涯学習の問題とか、各分野別に行政の本分が持っている個別計画と総合計画の兼ね合いの問題といったようなさまざまな課題が出てくるので、横糸としてそういった問題を視野に入れておきたいなということをもっと申し上げたいと思います。

卯月会長 申しわけありません、藤乗さん、最後にさせていただきます。

藤乗委員 子育てのことに対して、家庭が大事というのは私もそのとおりだと思います。

ただ、今の世の中を見たときに、家庭だけではちょっと無理っていうのがあって、核家族で。

例えば、私のお友達なんかがいるわけなんですけれども、彼女、お母さんがつわりがひどくて、本当にどこかから飛びおりたり、何か飲んで流産しようと思ったらしいんです。そのとき、おばあちゃんがいてくれて、そしてこの世に生を受けたっていう人もいます。

なので、今、核家族なので、とってもそういう助け合いっていうのが1人で子どもを育てたら、どんなに人格者であろうと、私子どもいませんけれども、兄弟が多かったもので、どんなに人格者であろうと、本当にわからなくなるときがあると思います、対応に対して。

そこで、この72ページに書かれておりますように、出産直後から2歳までの育児負担の大きな時期の訪問等々書かれている、こういう制度を本当にもっと活用できるようなものにしていただきたいと思います。

だから、産後ヘルパーさんとか、そういう人が必要じゃないかここを強調していただきたいと思います。

高山委員 いろいろと言いたいことがあるんですが、時間がないということであれなんです、落としたいことが1点ございます。

これ、69ページからとかにも出てくるんですけれども、新宿区に非常に外国人の数がふえて、子育ての場も外国人との影響みたいな形のもので大変多く出てきております。

ここでちょっと入っているんですけれども、やはり子どもたちも先ほど言いましたような権利的なものは最初から持っているという考え方に基づいて、やはりそういう子どもた

ちも入れた形で、先ほど来議論されているような健全な形で子どもの教育とか、育てるとか、育つとかということを考えてもらえると大変ありがたいということに思いますが、最後に1点だけ、これ落としたくないのでお願いします。

沢田委員 一言だけにします。

これ、補強する立場というか、今までの意見を聞いておまして、やっぱり杉山さんがおっしゃったような多様な生き方というか、多様なあり方を認めようよというのがまず第一だと思うんですけども、少子化ということがいわれている中で、今本当に保育園の役割というのが非常に重要になっていると思いますけれども、先ほどから聞いておきますと、それとちょっと違う議論もあったようなので、一言だけ申し上げておきたいんですけども、やはり、今、少子化ということを考えたときにも、子育て支援ということを考えたときにも、保育園を充実しなかったらこの問題っていうのはなかなか前に進んでいかないんじゃないかということを思っておりますので、そのところだけ申し上げさせていただきます。

卯月会長 ありがとうございます。

わずかな時間で、皆様のご発言を制限してまことに申しわけありません。

成富委員 今のところ、まとめるとか何かっていうことはできない状況で、とにかくたくさん意見を出し合った中で整理していくという、あと、ペーパーも配られたようなので、言い足りなかった分は書いていただくと。

一つは、まとめではなくて、むしろ個人的な感想みたいになるかもしれないですけど、家庭が大事っていうことが盛んに強調されました。

その点について、余り否定する人はいないんじゃないかと思うんですね。というか、どうしても話として、いろんなひどい事件が起きたりすると、その前提として何か保育園に子どもを預けると子どもを大事に扱っていないかのような、ついついそういう表現、ニュアンスになってしまいがちだと思うんですけど、実際、今、我々身近で暮らしている中で、保育園に預ける親が子どもを大事にしない親というのはいるかもしれないんですけども、それが多いととはとても言えないと思います。

いろんなひどい事件も、昔に至っても今よりもっとひどい事件も起きていますし、母親が子どもをひどい目に遭わせるっていうことはいつの時代もあったわけですけども、今は今なりのことが起きています。

ですから、保育園に預けると家庭が大事でないというような前提ではちょっと議論でき

ないなというか、それはどういう子育ての仕方をしようという人があるというしかないで、その中で、道徳を構想に盛り込むとかできないと思うんですね。家庭はどうあるべき、それはいろんな意見があって、そのこと自体を盛り込むというのはどうかと思うんですね。

ですから、具体的に家庭の大事さを訴えつつ、じゃあそれが具体的にどういう形でアクションできるのか、それは行政だけじゃないと思います。民間もPTAなんかまさに苦労されているわけですが、民間のいろんな人たちも含めてどういうアクションが起せるのかっていうアイデアをぜひ考えていただければと思うんですね。

家庭に踏み込むっていうことは一番難しいことで、議論はできるんですけど、結局は個人が自覚することや何かで終わりがちなので、何かそれにつながる家庭教育につながるような、生涯学習というお話がありましたけど、今子育てしている親が一番忙しい時期でほかのことができない時期ですので、男性もだからこそ協力しなくちゃ、協力という言葉じゃないですね、責任として子育てをしなきゃいけないということなんで、そういった子育ての現状というのをもう一回見直すべきじゃないかなとちょっと思いました。

もう一つ気づいたことは、例えば同居、一番最初の方に核家族化が必ずしも望ましくないというか、3世代のよさということを強調されたと思うんですね。実際、今、子どもを産んで親御さんと同居したりする方が多いとはいえないと思いますけれどふえているっていう話も聞きました。結構、親を利用しているっていうか、悪く言えば。でも、それは親の方もどうしてもいやでやっているわけじゃないと思うんで、正しいそういう親子の世代間の子育てに関する、だから一緒に同居しなくてもというのは身近な例でもたくさん思いつきますけど、親に協力してもらってやれている人たちは数は非常に多いと思うんです。ただ、それは保育園の数とかみたいに実態にして出てこないからです。

ですから、そういったことも含めて、いろんな新しい動きもある中で、結局は多様な生き方というかライフスタイルにあわせて多様な生き方ができるような選択肢の持てるっていうのが、そういう趣旨が書かれていると思うんです。そこら辺をもう一回確認すべきかなと、ちょっと思いました。

改めて整理やまとめは後ほどということになると思います。

卯月会長　　ありがとうございました。

時間になりました。

先ほど申しあげました意見提出カードの用紙が配られたようですので、きょうの議論の

中で発言できなかった、あるいはさらに深く考えたというようなことがございましたら事務局の方に、次回の審議会の前日までにご提出いただけるようお願いいたします。

よろしいでしょうか。

何か、特別皆さん、ご意見等ございませんか。

古沢委員 ファクスでもよろしいでしょうか。

卯月会長 ファクスでもよいということです。

それでは、本日これにて第2回を終了いたしますが、次回、第3回審議会は8月4日金曜日、午後1時半から会場は本日とは異なります。

下落合2丁目にあります新宿清掃事務所2階大会議室で開催いたします。最寄りの駅は高田馬場駅でございます。

皆さんのお手元にこの地図が入っているかと思しますので、どうぞお間違いのないようお願いいたします。

次回の議論は、区民会議提言の第3章でございますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、これをもちまして第2回基本構想審議会を終了いたします。

どうも、長時間にわたるご審議ありがとうございました。